

令和7年

総務委員会会議録

とき 令和7年6月30日

品川区議会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年6月30日(月) 午前10時00分～午後3時23分

場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長 石田 秀 男	副委員長 塚本よしひろ
	委員 澤田 えみこ	委員 山本やすゆき
	委員 石田 ちひろ	委員 須貝 行 宏
	委員 松本ときひろ	委員 西本 たか子

出席説明員	堀 越 副 区 長	久保田企画経営部長
	崎 村 企 画 課 長	吉岡政策推進担当課長
	加 島 財 政 課 長	長尾施設整備課長
	佐 藤 経 理 課 長	官澤税務課長 (定額減税調整給付金担当課長兼務)
	柏 原 区 長 室 長	遠藤新庁舎整備担当課長
	藤 村 総 務 課 長 (秘書担当課長兼務)	川村コンプライアンス推進担当課長
	野口官民共創担当課長 (官民共創担当主査事務取扱)	與那嶺戦略広報課長
	木村人権・ジェンダー平等推進課長	宮 尾 人 事 課 長
	田口人材育成担当課長	品川会計管理者
	今井選挙管理委員会事務局長	黒田監査委員事務局長
	大澤区議会事務局長	大森文化観光戦略課長
	柏木子育て応援課長	芝野保育入園調整課長
	染谷保育施設運営課長	森 道 路 課 長
	大友公園課長	関根河川下水道課長
	羽 鳥 防 災 課 長	荒木学校施設担当課長
	石 井 学 務 課 長	丸谷教育総合支援センター長

三ツ橋品川図書館長

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。本日は、審査・調査予定表のとおり、「議案審査」、「請願・陳情審査」、「報告事項」および「その他」を予定しております。

なお、議案審査に際し、文化観光戦略課長、子育て応援課長、保育入園調整課長、保育施設運営課長、道路課長、公園課長、河川下水道課長、防災課長、学校施設担当課長、学務課長、教育総合支援センター長および品川図書館長にもご出席いただきますので、あらかじめご了承ください。また、審査の都合上、お手元に配付してございます審査・調査予定表の順番を入れ替えて行います。本日は取り扱う案件が多くございます。効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、山本委員は遅れていると連絡を受けています。

1 議案審査

(7) 第90号議案 五反田文化センター他4施設空調設備改修工事請負契約

○石田（秀）委員長

それでは、はじめに、予定表1の議案審査を行います。はじめに、(7)第90号議案、五反田文化センター他4施設空調設備改修工事請負契約を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

本日審査いただきます88号議案から94号議案までの7議案につきましては、地方自治法第96条第1項5号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の公示請負契約およびその契約の変更につき提案するものです。

また、第96号議案につきましては、同法および同条例に基づきまして、契約の予定価格4,000万円以上の動産の買入契約につき提案するものです。

それでは、資料は7ページをご覧ください。議案審査(7)第90号議案、五反田文化センター他4施設空調設備改修工事請負契約です。

契約方法は制限付き一般競争入札、入札経過は8ページの入札状況調書に記載のとおりです。

7ページにお戻りいただきまして、契約金額は7億9,640万円、契約の相手方は三橋・不二建設共同企業体。代表者、株式会社三橋工務店代表取締役、三橋繁美氏です。

支出科目は、令和7年度一般会計、令和8年度債務負担行為。

工期は令和9年3月5日です。

9ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は五反田文化センター、第一日野すこやか園、教育総合支援センター、五反田図書館、第一日野小学校の老朽化した空調機器改修および換気機器の更新等の工事を行うものです。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

五反田文化センター、こういうところで空調改修工事、多々いろいろな施設でこういう案件が出て

くるのですけれども、これは一定の期間が来ると空調設備を取り換えていくということで、別段故障しているわけではなし、何か異変が起きているわけでもない。けれども、一定の期間が来るとこのように自動的というのはおかしいですが、期間が来れば空調設備を更新していくという考え方で進めているのでしょうか。教えてください。

○長尾施設整備課長

委員がおっしゃるように、空調設備についてですとおおむね15年から20年使用した辺りで、更新時期がやってまいります。故障しているわけではなくても、一定の更新期限が来た辺りで更新することで、利用に支障なく使えるようにということで、予防保全的な措置を行っております。ですので、今回の五反田文化センターに限らず、更新時期が来たものについては計画的に更新を行っていく考えです。

○須貝委員

一般的な企業のほうで少しお聞きしたら、我々とすれば2年か3年に一度空調の点検をして、清掃もしているということで、できるだけ設備が延ばせるものは延ばしてやっていくと。それぞれ故障云々というような状況、または異常な状況を感じたら交換していくというようなお話を聞いたので、自治体としてはやはりある一定の期間が来れば、それはもう順次更新していくというやり方に全てなっているということでしょうか。

○長尾施設整備課長

原則としては委員がおっしゃっているように、計画的に順次更新をかけていくという考えでございます。

○西本委員

今の須貝委員の関連で、これは15年から20年と言っていましたね。これは15年から20年という幅がありますけれども、決まっているのですか。というのは、これは大体同じくらいの時期に建設した施設なのかと思っているのですけれども、そういう関係で一気に出てきているという認識でいいのか、それとも段階的に違いはあるけれども、今回の機会の全部替えてしまおうということになっているのか、機械的なのか管理的なのか教えてください。

○長尾施設整備課長

今回の五反田文化センター他4施設ということで、空調設備の改修をかけますが、この他4施設というものも含めて、複合施設として一体に建築した施設になっておりますので、設備についての更新時期については併せて行うというのが、経済的にも合理性があるというところです。

空調設備については、室内の設備だけではなくて、室外に置く設備もございますので、そういったものを入れ替えるときにはできるだけまとめてやったほうが合理的であるというところで、今回は計画をしております。

○西本委員

交換するタイミングが15年から20年幅があるようなのですけれども、決め手というのはどういう決まりなのですか。

○長尾施設整備課長

設備については、メーカー側のほうで更新時期としては15年程度というところが出ておりますが、実際はきちんとメンテナンス、清掃、定期的な点検なども行って適切に管理はしておりますので、15年よりも少し長めに使えるという実態としてはございます。また、15年が来たら必ず替えたい

というところはあったとしても、現実的に集中してそういった工事を行うことが難しい場合もございますので、おおむねそのぐらいの15年から20年程度の範囲を目安として、順次替えていくというところを目安に設定しております。

○西本委員

今回は4施設になっているので、金額が大きいと思うのです。ただ、ここは同時期に建設されているので、大体分かります。まとめてやると当然効率はいいいし、安くあがるということは分かるのですが、ほかの施設などでは単発でとかいろいろあると思うのです。そういった場合の考え方として、15年サイクルの状況で見直しを図っていくということになっているのかどうかということと、そうすると金額が小さくなると思うのです。これは大きい金額になりますけれども、1施設とかだったらそれほど大きな金額にはならない可能性もあると思うのです。その場合に、議会のほうに上がるというよりは、もう報告で終わりという部分もあり得るのではないかと思いますけれども、その辺はどのような考え方で、議会への報告とかは考えられているのでしょうか。

○長尾施設整備課長

ほかの施設につきましても、更新時期の考え方については今回と同じように、15年程度というところが目安になっております。

また、議会に審議いただくとか報告をさせていただく案件については、契約金額の9,000万円とか1億8,000万円というところがひとつ基準になっておりますので、委員がおっしゃるように少額で9,000万円行かない空調設備の更新工事というのも、施設によってはございます。

○西本委員

心配なのは、こういったまとめてやるところは表面に出てくるので、もうそういう時期だなと理解はできるのですが、結局小さい施設になってくるとなかなか出にくい。要は逆に言うと、本来は15年もたっていて交換時期なのに、まだ使えるから交換しなくてもいいねというようなものが出てきてしまう可能性もあるのかなと。そうやってきたときに、片や交換をしているのに、ほかのところはなかなか交換していないというようなことが出てきたりしないかと。そこはきちんと計画的に、この施設は今年で15年たつからもうそろそろですね、というのがある程度施設全体の中での計画がたっているのではないかと思いますけれども、そういう形で計画的にやっているということなのか、それはいかがでしょうか。

○長尾施設整備課長

基本的には計画的に更新を行っております。あとは、更新時期が15年で必ず更新をしているかという、やはり多少長く使っている施設というのもございますけれども、そういった場合も設備の運転に支障がないかどうかというところは我々も確認しながら、定期的な検査であったり点検、あと清掃等のメンテナンスも併せて行っていただきながら、利用に支障がないようなどを確保しております。

○須貝委員

別件なのですが、私だけなのかもしれないけれども、今、委員会室で音がしていますよね。これは空調の音なのですか。すごく皆さんの声が聞こえづらいのです。いや年齢的に私が上だからしょうがないのかもしれないけれども、こういうこともそれぞれ交換はしているのだろうけれども、やはりこういう会議の場では少し異様に聞こえるので、そういうのも改善していただけるとありがたいなとそれだけ一言、今気がついたので。

○石田（秀）委員長

今みたいな話もあるので、若干答弁も質問もボリュームを大きくお願いいたします。お願いだけしておきます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第90号議案、五反田文化センター他4施設空調設備改修工事請負契約について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

保育施設運営課長、学校施設担当課長、教育総合センター長および品川図書館長はここでご退席いただいで結構でございます。ありがとうございました。

(5) 第88号議案 荏原平塚総合区民会館ひらつかホール照明・音響設備更新その他電気設備工事請負契約

○石田（秀）委員長

次に、(5)第88号議案、荏原平塚総合区民会館ひらつかホール照明・音響設備更新その他電気設備工事請負契約を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、議案審査(5)第88号議案、荏原平塚総合区民会館ひらつかホール照明・音響設備更新その他電気設備工事請負契約です。資料は2ページをご覧ください。

契約方法は制限付き一般競争入札、入札経過は3ページの入札状況調書に記載のとおりです。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は4億3,120万円。

契約の相手方は、マスミ・中尾建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設代表取締役、渡部弘太郎氏。

支出科目は令和7年度一般会計、工期は令和8年3月18日です。

4ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は、老朽化した音響設備の更新工事および照明設備のLED化などの電気設備工事を行うものです。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

ひらつかホールの照明と音響設備の更新ということで、先ほど空調のところでも15年から20年というお話だったのですけれども、音響というのもそうした耐用年数というのはどれぐらいなのか分かれれば教えていただきたいのと、あとこの照明のところ、4ページの工事概要で、ハロゲンランプを使用しているためということなののですけれども、これは最初からLEDではなかった、これはいつ頃このスポットライトの照明設備が工事されたのか。建設当時であればもうLEDで最初からあってもいいのではないかと思ったのですけれども、これもどれぐらいたっているのかを教えてください。

○長尾施設整備課長

まず、音響設備の更新時期ですけれども、先ほど申した空調設備とは少し違って、おおむね10年前後が音響設備の更新時期といたしますか、そういうタイミングになっております。

あと、こちらの施設については竣工後10年少したっておりますが、竣工当初はもともとLED照明ではなくて、ハロゲンランプと言われる種類の照明設備を使っておりました。私も正確な年度では覚えていないのですが、まだLED照明というのが10年ぐらい前ですと、蛍光灯であるとか、そういう良く使われている照明器具についてはLEDの商品というのが出始めた時期だったと思いますが、特殊な照明に関してはまだLED化というところまでは行き着いていなかったと記憶しております。今回ハロゲンランプに限定せず、照明設備についてはLED化を図ったということで計画しております。

○西本委員

工事概要のところのその他のところに、自動火災報知設備とか書いてあるのですけれども、これは火災報知器とかいうのは今までついていたわけですよね。これらは新しいものに替えるという意味なのでしょうか。それとも今までついていなくて、やっけていなくてやりますということなのか、それを聞きたいと思います。

それからあと、音響設備で10年前後ということなののですけれども、故障する可能性が高くというのは、音響設備は結構故障するものなのですか。だからもっと頻繁にとか、それか10年より前に故障して直さなくてはいけないとか、そういう状況なのか、その辺の実態を教えていただきたいと思

ます。

○長尾施設整備課長

まず、工事概要のその他に書いてある自動火災報知設備、非常照明、誘導灯につきましては、竣工当初からついている消防設備になります。このタイミングで改修をするということで計画しております。

また、音響設備の故障というところなのですが、非常に音響設備、映像設備などは複雑なシステムを組んでおりますので、今設備に関してもいろいろと技術革新が進んでおります。また利用者の方が使われると、持ち込んでくる機材などもどんどん新しくなっておりますので、そういった一定技術の進歩に合わせて施設の設備についても更新をかけていかないと、竣工当初は予定していないような故障というか不具合とか、利用に少し支障が出るような状況というのは出かねないかなと捉えております。また、故障が出ないようにというところの予防保全的な改修でもありますので、そういったことを考慮して今回改修計画を立てております。

○石田（秀）委員長

もう一回言っていていいですか。多分これからまた質問が出てしまうから先に聞きますが、報知器とか非常照明とか誘導灯というのは、更新の目安は何年ぐらいなのか。10年とか15年ぐらいなのかというのがまた質問来そうだから、先に答えておいてください。

○長尾施設整備課長

消防設備につきましては、更新時期の目安と言えるようなものが物によってもいろいろありますので、今回の非常照明とか誘導灯というもので言いますと、このタイミングでLED化を図る部分もございまして、照明設備と併せてもらうというところで計画しております。

火災報知設備につきましては、支障なく使える場合もあるのですが、この施設の場合につきましてはこのタイミングで併せて改修するというようにしております。

○西本委員

音響施設は今はいろいろ技術革新がかなり発展してきているのだろうと、質の良いものとか、それに合わせて設備も変わってくるのだろうというのは分かります。今回この入札の辞退者のところで、2番、3番が予定価格超過と書いてあるのです。なので、そうすると技術的な発展に伴って、それに合わせようとする予定価格よりも上がってしまっているということなのか、全くそれは関係ありませんということなのか。やはりそれなりの設備をするときには、それなりのお金がかかるのだろうと思うのです。結局安いのにして、これからいろいろな対応がしにくい状況になると本末転倒かなという思いがあるので、その辺を見越した設備が必要なのではないかと思うのですが、今回2番、3番、辞退も含めてどういう状況だったのか教えてほしいです。

○佐藤経理課長

今ほどのご質問ですけれども、入札状況調書の中で3者手を上げていただいて、2者が辞退だったというところかと思えます。予定価格については、仕様に基づいて最新の単価ですとか、そういったところを積算して出しておるわけなのですけれども、事業者のほうで改めて設計の詳細を確認してそれぞれで積算したところ、金額に合わなかったというところが、この2者目、3者目ということだと思います。

これは今回の事例に限らず、ほかの入札案件でもまああるところですので、その詳細についてはそれぞれの事業者ごとのノウハウがあつたりですとか、調達ルートがそれぞれでしたりとか、様々あるとは思いますが、ここでは金額が合わなかったとご理解いただければと思います。

○西本委員

もちろん分かります。金額が合わないから辞退したのだらうというのは分かるのですが、当初の指定はその設定の段階で、音響施設とか設備とかだと技術革新がありますよねと。それを見通して、先々を見通してこれぐらいの設備が必要だという形で積算をして、金額が予定価格より高くなってしまったということなのか。でもそうであるならば、やはりそういう業者の方々や企業のほうで、これから将来にわたってこういう施設が必要だというような状況があれば、やはりそれは大切にしたいほうがいいと思うのですが、そういうことは加味されていなかったということなのか、それともそれはもう考えなくていいということなのか、まだそこまで行っていませんということなのか、どうなのでしょう。

○長尾施設整備課長

今回の音教設備の更新に関しては、もともとあった音響設備を何か非常に最新のグレードのものに、最新バージョンに更新をかけるというよりは、今の時点での同グレードのものに置き替えるというところの工事仕様で計画をして、その内容で積算をして、それで入札にかけておりますので、施工者から何か最新のこういうものがないかとか、そういう提案を入札の中で受けているようなものではないので、こちらの指定した仕様に合わせて入札をいただいて、こういう入札結果になっているという理解しております。

○西本委員

分かりました。同程度ということでの契約案件だということなのですが、先ほどから言っているように、やはりいろいろな方が使われているわけですね。いろいろ使われて不具合もいろいろあると思うのです。だから利用する側のほうが使いたくても使えないというか、もう最新の機器を仮に持っていたとして、それがこのひらつかホールでは使えないという状況がもしもあるのだったら、それから将来にわたっても必要な設備であるべきだと思うのですが、その辺は今回は考えない。というのは、これがまた次に替わるというときは10年ぐらい後になるわけですね。そうすると10年後にはもっと音響設備はよくなっています。いろいろ出てくると思うのです。今から予測はできないにしても、今まで使っていた方々にとって不具合がある、もう少しこうあったらいいのというようなご意見などはいただけないのでしょうか。その現状を教えてください。

○大森文化観光戦略課長

先ほどご説明があったかとは思いますが、どちらかというと中の音響の端子とか、そういったものがどんどん新しくなっているんで、古い団体ですとカセットテープが音源ですみたいな方もいるのです。CDを持ってきたりですとか、あとはMDとかは最近なくなってしまいましたけれども、それとかあとはスマホから直接流すとかそういった団体もいらっやまして、多岐に渡る接続の端子というのが必要になってきます。

現状でメジャーなものに今回の工事ですでにいただくというような形になるのですが、これが先々どういうもので対応していくといいのかということまでは、なかなか先読みできないので、物によってはすぐにすたれていってしまう音源、MDとかは今なかなか聞く人がいなかったりするので、あまり最新の環境に合わせるというのはまた逆にリスクがあるのかなというところで、今回のこの工事内容というところに収まっているものです。

○須貝委員

経理課長にお聞きしたいのですが、今回、これが2件目の設備更新なのですが、設備更新の基

準というのは、恐らくこの品川区で四、五十年前に決めた基準だと私は思うのです。現在、各こういう設備でも部品でも性能はまず良くなっている。部品もかなり精度が良くなっているということならば、私は劇的に耐久期間が延びていると思うのです。そうしたら、その数十年前に決めたその更新基準というのを、経理課でも見直すべきではないかと思うのです。その当時こういう基準でつくって、エアコンは15年で、それから電気その他音響は10年で更新するというのは、それは昔の基準をそのまま引きずっているように思うのですが、その辺についてお聞きしたいと思います。

それからもう一点、私は寂しいのです。この入札のときに事業者が辞退、辞退と。品川区のこういう設備更新に対して、この方たちはやりたくないのでしょうか。これは私は寂しいと思うのです。品川区内に業者がいらっしやる。また、いなかったら他区の業者でも使って、やはり入札に参加してほしいと私は思うのです。品川区は支払が悪いわけではない。きちんと払うものは払う。そういうふうに行っているわけですから、その辺について少しお聞かせください。

○長尾施設整備課長

最初のご質問ですけれども、設備の更新の基準というところでは、特に経理課のほうで何か持っているわけではございません。予防保全的に利用に支障なく施設が使い続けられるようにというところで、設備更新の目安の時期として、空調設備であれば15年から20年程度とか、音響施設では10年前後というようなところを設定しています。また、実際のところは設備のメーカーのほうで保証期間であるとか、製品としての保証期間だけではなく、部品を供給している期間というものも設備機器によって違ってそれぞれございますので、修理で使い続けたくても、もうちょっとそれが難しくなるということもございまして、そういったところも総合的に勘案して、各設備の更新時期というところの目安は施設整備課でも一定程度持っております。その基準の考え方については、国であるとか東京都であるとか、ほかの自治体などもおおむね同じような考え方でやっているところです。

○佐藤経理課長

私のほうから、後段の入札辞退のお話です。

1つ目は、品川区の工事をやりたくないのかということですが、今回3者ですが、手を上げていただいているということで、その上で辞退に関しては、先ほども少しご説明いたしましたけれども、最初に手を上げていただいた後に詳細な設計図書を配布いたしまして、その上で事業者ごとに積算していくというところですので、その中でそれぞれの事業者が持つノウハウですとか調達ルートですとか、そういったものに基づいて一定の金額の幅が出てくると。その中で、こちらで積算した予定価格を超過してしまうというのは当然あり得ることだと思っております。今回、結果として2者辞退になったということかと思っております。

他区の事例で見ますと、結構大きな案件でも入札不調になるということを知っておりまして、というのはコロナが終わりまして、民間需要が非常に高まっているということがありますので、行政はもちろん区民からお預かりしている税金を元手にしていますので、一定のキャップがかかるということは構造上しようがないというところですが、民間であれば必要に応じては集中して投資するということがあると聞いております。現状で入札に応札いただいている状況がございまして、引き続き事業者との意見交換の場もございまして、そういったところで理解を図っていきたくと考えております。

○須貝委員

意見だけ言わせていただきます。それぞれ設備更新するのはもう分かっているわけですね。パーツとかこういうものを設置しなくてはいけないというのは、どこの業者だってみんなそれぞれ業者も勉強し

ているわけですから。それに対して、辞退する、辞退するというのではなくて、やはりそれぞれの事業者は工夫して、できるだけ安い価格でいいものをとということをもットーに事業をしているわけですから、こういうことがないようにしてほしいと私は思います。

そして、先ほどの設備更新ですけれども、比較にはならないかもしれないですけれども、例えば家の家庭のテレビでも、それぞれ音響設備でも、なかなか壊れないです。車だってそうではないですか。では車が15年で駄目ですが、20年で駄目ですか、そのようなことはないのです。いや、先ほど部品が云々もうなくなるから。でもそれぞれパーツというのは共用部品というのがあるのです。世の中に全くその部品がなくなるということはないので、そういうところを私は考えていただきたいと思います。期限もやはり何十年前に作った期限を目安にするのではなくて、やはり性能に応じた新しい基準をぜひ設けていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第88号議案、荏原平塚総合区民会館ひらつかホール照明・音響設備更新その他電気設備工事請負契約について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

文化観光戦略課長は、ここでご退席いただいて結構であります。ありがとうございました。

(6) 第89号議案 中原保育園および中原児童センター改築機械設備工事請負契約の変更について

○石田（秀）委員長

次に、(6)第89号議案、中原保育園および中原児童センター改築機械設備工事請負契約の変更についてを議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして議案審査(6)第89号議案、中原保育園および中原児童センター改築機械設備工事請負契約の変更についてです。資料の5ページをご覧ください。

本件は、令和5年第2回定例会で議決をいただきました当該契約につきまして、賃金および物価の急激な変動に伴い、契約金額の変更を提案するものです。

契約の相手方は、大成温・野田建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一氏です。

変更の概要ですが、品川区工事請負契約条項第25条第6項の規定に基づく賃金水準および物価水準の変動によるインフレスライド条項の適用によりまして、契約金額2億3,027万4,110円を、2億3,210万2,970円とし、182万8,860円を増額するものです。

なお資料6ページ、6の変更概要の変更金額に記載のとおりですが、当初は2億2,000万円で契約したところ、第1回の変更が5%以内の契約金額の変更であったため、直近の定例会に専決処分の報告をしております。今回の変更は、当初の契約額に比べ1,210万2,970円の増であり、約5.50%の増となるため、専決処分として報告できる議決を得た契約金額の5%以内の変更を超えるため、提案させていただくものです。

なお、工期および工事内容に変更はありません。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

工期が令和7年7月30日なのですね。そうすると来月に終わりになるのでしょうか。何回か変更があったのですけれども、今回5.5%増ということで、当初は令和5年だから2年前になるのですね。前は0.7%とかいう形だったのが、今回5%にアップしたという何か理由があるのでしょうか。

○佐藤経理課長

今回の契約変更の理由についてですけれども、先ほど申し上げたところではありますけれども、インフレスライド条項の適用によるということですので。インフレスライドについては、ここ何年もですけれども、例年3月になりますと、残りの工事期間について改めて賃金水準ですとか鋼材料とかの水準がかなり急激に上がっているということなので、その差額を改めてお支払いするということに対して、契約変更するという形になっております。

今回、パーセントでいきますと非常に小さいところですが、これは委員ご指摘のとおり、もうすぐ工期になるということですので、残部分が少ないと当然その差額も少ないということで、今回そのような形になってございます。

○西本委員

これはタイミング的に前回よりも大幅に上がっていると思うのですけれども、これだけ物価が上がっていますよという理解でよいのでしょうか。今までは報告事項のパーセンテージだったけれども、今回は報告事項の5%以上という形になっているので、それはそれだけこの期間の中で物価高になっているという認識なのですか。

ということは、今やっているものもいろいろ継続的にやっていると思うのですけれども、これもどんどん、5%以上と議会に報告すると決めていますけれども、もしかしたらもっと上がってくるのか、そういう案件も増えてくるのかと心配しているのですけれども、今はどのような感じになっているのですか。

○佐藤経理課長

委員ご指摘のとおり、非常に物価、水準ともに継続的に上がってきているというところでした、今回についてもこの案件についてご審議いただいておりますけれども、そのほか、昨年、一昨年も同様ですが、インフレスライドによる契約変更は多々あるというところがございます。

改めて新規で発注する際は、そのときの最新の単価と人件費の水準で発注いたしますけれども、どうしても継続的に上がっているというところですので、工期が長い複数年度にまたがるときについては、工事の質の担保という点からも、こういった増額の変更が必要であるという形で対応させていただいております。

○西本委員

インフレスライド条項がありますので、もちろんそれは見直しを図っていくことは当然やっていかなければならないという中で、契約変更という審査を実際しているわけですが、全体を見たときに、これは物価高の影響というのは今までもあるとすごく実感はしているのですが、今後はもっと上がるのではないかと。ということは、この増額分については、この点に関して言うと一般財源になってくるのですね。補助金とかいうのも、例えば東京都のもの、国からの委託とかなってくると、そちらのほうが増額分というのは来ると思うのですけれども、これは一般財源から来ているのではないかとと思うのですが、そうすると、品川区の負担額がどんどん増えてくるということになってくると思うのです。

そうした場合、今は分からないから計算できないと思うのですけれども、今後そういうこれからの物価高に対しての金額をこれくらい用意しておかなくてはいけないとか、これくらい負担が増えてくるだろうという、何かそういう予測とかはしておられるのでしょうか。大雑把でよいのですが。

○佐藤経理課長

今後の予測は正直分からないというところではありますけれども、ただ傾向としましては、例えば人件費に係る設計労務単価というところは、国のほうで全国調査をやった上で示して、それに基づいて工事を発注しておりますけれども、既に13年連続で上昇しているというところで、毎年の上昇率については前年比2%から5%ということで大分差はあるのですけれども、です、ですので、こういった傾向がある以上は今後も伸びていくのかなという形では想定しております。

○須貝委員

一言、これは毎回言うておかなくてはいけないのですが、つい最近も民間の建設会社の支店長とお話しできたのですが、我々民間にはこのインフラスライドは一切ありませんよと、役所・自治体のお仕事はいいですねと言われました。

私は思うのですけれども、その場所を持っているかどうか分からないのですけれども、業者にもし安価で使えるような空き地があったら、資材をあらかじめ調達しておいていただいて、できるだけそのイ

インフレスライドにつながるようなことがないように業者に頼んでもいいと私は思うのです。民間もできるだけそういうふうな方法を取っているところもあるとは聞きますけれども、民間の場合にはもうそのまま泣いていると。その人の会社では、この間ある建物をやったら実際もう200億円赤字だけれども、契約をその場で3年前にしてしまったから、そのまま200億円の赤字で請け負っていかざるを得ないのだということをおっしゃっていましたが、我々品川区内でもそれぞれいろいろ合理化、それから経費削減、いろいろしているわけですから、ぜひ民間の業者にも協力してもらうように、私は経理課から話していただけるといいと思います。それぞれやっけていかないと、このまま資材高騰して関税が上がっていったら、もう本当に膨大な金額になると思うのです。ですから、私は区としてもそのように業者にお願ひできる場所があったら対応して、相互にやはり今後区政を担っていく、区の仕事に携わってもらうように、私はやっけていければいいと思います。意見だけ言わせていただきました。

○山本委員

私からも質問させていただきます。今回の契約に関して、このインフレスライド条項の適用の仕方について確認をさせていただきたいです。これは、事業者からの要請に応じて、経理課のほうでそれが正しいと思って承認する形なのかということです。そのタイミングは、主にその工事費の支払いのタイミングで要請されるというものなのかということです。違ふとすれば、区の経理課側で算定して、こうではないでしょうかと区側から申し出るのかということです。仕組みのところを確認させてください。

○佐藤経理課長

インフレスライドの仕組みのご質問かと思ひます。インフレスライドにつきましては、ここ数年ずっとですけれども、毎年国のほうで主に人件費の部分についてこのくらい上がったところを踏まえて、3月に継続する工事について、残りの部分について人件費、鋼材費等、上がった部分について契約変更するということで、事業者の側から申し出てもらって、それに対して区の工事主幹の課と協議いただいて、その変更金額を決めて、それが今回のような契約変更になるという仕組みでございます。

○山本委員

国の指標に基づいて、事業者側から申し出て、それに依って区が依じる形で条項の適用をしていくということで、改めて理解・確認をさせていただきました。

そうすると、事業者側からのデマンドを勘案していく、事業者側の負担が一定かかっているのかなということですが、それは今の制度でいくとそうならざるを得ないのかなということでも理解しました。

そうすると、あとは事業者から申請をされるというのはある程度区としても想定ができるのかなと思ひますので、既存の契約については、その賃金および物価上昇に対する契約金額の上昇可能性というのは、ある程度見通せるところもあるのかなということで、これは感応度と言ひますか、そういった先々への財政のインパクトというのは、ある程度現行契約と物価上昇との兼ね合ひでシミュレーションができるのかなと思ひますけれども、その辺りというのは区として予防的に試算していたりとかはあるのでしょうか。

○佐藤経理課長

インフレスライドに関しての今後の見込みというところは、先ほど少し申し上げたとおり、なかなか予測は難しいということかと思ひます。実際区の仕組みとしましては、当然年度ごとの予算を組んでおりますので、そういった事業者からの申出で一定増額分が決まるわけなのですけれども、それで年度内の予算で収まらない場合は補正をお願いしたりですとか、あるいは流用等で対応したりですとか、それ

それぞれの工事ごとの規模もありますし、性質等もあるとは思いますが、そのときそのときで、あるいは案件ごとに考えながら対応しているという現状でございます。

○山本委員

現状について理解をいたしました。ありがとうございます。

今度意見になりますけれども、それぞれの工事によるということもおっしゃるとおりのところはあるかなと思いますけれども、共通するようなところもあるかと思っておりますので、全体として先々物価上昇に応じてどれぐらいの上昇が見込めるかというの、併せて検討していくのが良いのかなというところで、こちらのほうは要望といいますか、意見として言わせていただきます。

○石田（秀）委員長

ほかに、よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・無所属の会からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成いたします。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第89号議案、中原保育園および中原児童センター改築機械設備工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

保育入園調整課長は、ここで退席いただいて結構であります。ありがとうございました。

○石田（秀）委員長

次に、(12)第96号議案、児童用ロッカー他の買入れについてを議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして議案審査(12)第96号議案、児童用ロッカー他の買入れについてです。資料は20ページをご覧ください。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は21ページの入札状況調書に記載のとおりです。

20ページへお戻りいただきまして、契約金額は1億4,294万5,000円。

契約の相手方は、株式会社マルエー代表取締役、松本光徳氏です。

支出科目は令和7年度一般会計、納期は令和7年8月27日です。

22ページの概要書をご覧ください。本契約は、令和7年7月に城南第二小学校、第四日野小学校の新校舎が竣工するため、児童用ロッカー、キャビネット、折りたたみ椅子などを買入れるものです。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。よろしいですか。

○西本委員

城南第二小学校と第四日野小学校が新しい校舎になるということなのですが、新しく備品を購入することは、前に使っていたものがありますよね。あれはどう処分されたのでしょうか。当然新しい校舎なので、新しいものをそろえたいという思いはもちろんあるのですが、ただ、前に使っていたものを有効活用しているのかどうかというのが気になったので、教えてください。

○石井学務課長

今回購入するものは、新しいもの全てではなくて、一定程度取替えをしなければならないものですか、あと既存校舎ができて新校舎ができた場合については、当然持っていけるものは持っていくのですが、例えば児童数の増加ですとか、やはり壊れて替えなければならないようなものですか、そういったことは新しいものを買うという形になっております。ですので、引き続き同じものを使っているものもございます。

○西本委員

そうすると、使えるものは使っているということなのでしょうが、ただ机とロッカー、ここにはないかもしれないですが、ロッカーのほかに机とか椅子とかというのは、やはり新しいほうがよいですよ。そういう子どもたちが不公平にならないような配慮はされているのですよねということと、ロッカーも新しいほうがきれいだしいいのだらうなというのがある。これはやはりそうなのかなと思うのですが、でもそうすると、結局前に使っていたけれども要らなくなるものが当然出てくると思うのですが、その処分とかいうのは、どのような処分をされているのでしょうか。

○石井学務課長

児童・生徒への配慮という意味で、例えばやはりどの人も新しいほうがうれしいとか、そういうところは心情としては非常に理解できます。ただ一方で、例えば物を大事に使うことですか、例えば机に関しても、例えば天板ですとか下のキャップですとか、そういったものは部品を新たに購入するような形で何度も使い続けているというような現状もございます。そういう意味では、引き続き同じものを使うというのもひとつあるのかなと。あとは、実際には使えなくなったものに関しては、例えば調査をか

けた上でまとめて処分をしたりですとか、そういったこともしてございます。

○西本委員

いろいろ配慮されていると思うので、せっかく新しい校舎なので子どもたちもわくわくすると思うのです。なので、行ってみたら机がちょっと違っていたとかには決してならないように配慮してもらいたいというのと、やはり処分するときも、物によっては使いたいところがあるかもしれないです。議題とはちょっと違うようですけども、そこら辺はどういうところに使っている実績があるとかいうのも含めて教えていただきたいのですけれども。

○石井学務課長

まず、児童・生徒のよりよい学習環境を整えるというものは、教育委員会でしっかりやってまいりますということがまず1点と、あと、例えばここで使ったものがどこで使われているかということまでは追いついていないのですけれども、例えばまず学校間で、そういった不要なものが出た場合についてはその交換のためのやり取りがあったりですとか、あと庁内全体でやっている不用品交換会というのもございますが、そういったものにも出品することで、できるだけ有効利用するという方向で進めているところでございます。

○西本委員

一つ要望ですけども、児童センターはすごく老朽化が激しいものが多いのです。なので、やっているとは思いますが、学校間だけではなくて、児童センターとかそういうところも含めていただいて有効活用して、本当に古いものは処分してもいいのではないかというものもあるので、ぜひお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかによろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・無所属の会からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより96号議案、児童用ロッカー他の買入れについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

学務課長は、ここでご退席いただいて結構であります。ありがとうございます。

(1) 第72号議案 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(1)第72号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮澤税務課長

それでは、私から第72号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明いたします。本案は、地方税法の一部が改正されたことなどに伴いまして、品川区特別区税条例の一部を改正するものでございます。

今回の議案の改正内容につきましては、概要と新旧対照表を資料としてお配りしておりますので、概要に沿ってご説明させていただきます。項目としては、大きく5つございます。

まず1つ目、項目（1）特定親族特別控除の創設でございます。所得税および住民税に新たに導入される所得控除となります。これまで扶養控除の中には、19歳以上23歳未満の親族等については、45万円の特定扶養控除がございました。新たに導入される特定親族特別控除は、この特定扶養控除の適用となります合計所得金額58万円を超えた場合、つまり扶養控除を外れる所得金額となりますが、合計所得金額95万円、給与収入で言いますと160万円まで、親等が特定扶養控除と同額の所得控除を受けられるもので、右の表にございますとおり、合計所得金額に応じて段階的に控除額が逡減しますが、合計所得金額123万円、給与収入で言いますと188万円以下まで所得控除を受けられるものでございます。これは雇用における深刻な人手不足を背景に、大学生世代の方が扶養の範囲内で働くため就業調整することがあり、それらの改善を図るために導入されるものであります。

次に、（2）の所得税における見直しに伴う所要の措置についてでございます。令和7年度の税制改正におきまして、物価上昇局面における税負担および就業調整対策の観点から、表にございます①から④の所得税の見直しがございます。

まず、①の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。給与所得控除というのが給与収入額に応じて一定金額を控除するもので、これを引いたものが給与所得となります。こちらについては、住民税においても所得税同様の取扱いになるものです。

次に、②の所得税の基礎控除の引上げと特例の新設についてです。まず、基礎控除は所得控除の一つで、所得に一定の上限が設けられてございますが、どなたでも控除が適用できるもので、今回の税制改正により、所得税においてその控除額が48万円から58万円に引き上げられます。また、特例によって合計所得金額132万円まで、給与収入で言いますと200万円まで37万円が加算され、基礎控除

額は最高95万円となります。合計所得金額655万円まで、加算される補助額が段階的に逡減されるという形になっておりまして、基礎控除の変更につきましては所得税のみとなりまして、住民税について変更はございません。

次に、③の大学生世代の就業調整の改善について、これは先ほど説明いたしました(1)の特定親族特別控除の創設のことになります。こちらの控除における所得税での取扱いについては、住民税とは、控除額と適用される特定親族の合計所得金額に違いがございます。所得税では、控除額が特定親族の合計所得金額85万円までにつきましては、63万円の控除が受けられるというところで、合計所得金額123万円、給与収入で言いますと188万円まで、段階的に控除額が逡減するものとなっております。

次に、④の扶養控除対象親族の合計所得金額の引き上げ、こちらにつきましては、扶養控除を取れる範囲の合計所得金額が、これまでの48万円から58万円に拡大されるという形です。こちらについては、住民税においても所得税同様の取扱いとなります。

以上、所得税の見直しに伴うものをまとめますと、まず扶養に入れるラインにつきましては、同一生計配偶者や扶養親族は給与収入が今まで103万円だったところ、給与所得控除額と基礎控除額の引き上げによりまして、123万円となるものでございます。こちらは所得税、住民税も同じです。課税非課税のラインにつきましては、まず所得税は、給与収入でこれまで103万円から、160万円までとなっております。住民税につきましては、給与収入でこれまで100万円から110万円へと変更になるところでございます。

次に、(3)の均等割軽減の要件の見直しでございます。こちらは現行均等割課税されている被扶養者が2人以上いる納税義務者の場合、1人につき1,000円の軽減となっておりますが、令和7年度の税制改正によりまして被扶養者の合計所得金額が拡大されることに伴いまして、均等割負担の趣旨に合致しない軽減策となることから、被扶養者が2人以上いる場合は、一律1,000円の軽減とするものであります。

以上の項目(1)から(3)までは、住民税に係る部分について令和8年度課税から適用されるため、施行期日は令和8年1月1日でございます。

次に、(4)の加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。こちらは特別区たばこ税に係る部分になりますが、たばこ税の課税標準は、売り渡した紙巻きたばこの本数で計算されております。加熱式たばこを含む紙巻たばこ以外のたばこについては、重量などを基に紙巻きたばこの本数に換算して課税していくということでございます。

今回の見直しにつきましては、加熱式たばこの重量0.4gから0.35gをもって、紙巻きたばこ1本に換算する方法に変更になるという形で、また激変緩和措置等の観点から実施時期を2段階に分けて、経過措置を講じるものであります。

施行期日は令和8年4月1日でございます。

最後に、(5)の公示送達の見直しです。公示送達とは、郵便で返戻されるなど住所等が不明でご本人に送達できない場合、送付すべき書類の用紙を一定期間区の掲示板に掲示することで送達があったものとみなす制度でございます。地方税法の規定により、納税通知書や督促状などを現在区の掲示板に掲示して公示送達しているところです。今回の改正によりまして、区のホームページ上、インターネットを利用して閲覧できる状態に置くとともに、デジタルデバインドへの配慮の観点から、引き続き区の掲示板にも掲示する形になる予定でございます。

施行期日については、地方税法等の一部を改正する法律附則第3条に指定する日またはこの条例の公

布の日のいずれか遅い日となっておりますが、法律附則第3条に指定する日は令和8年6月までの間で、政令で指定する日となっているところでございます。

以上、概要を説明してまいりましたが、新旧対照表のとおり、その他規定の文言を整理するものでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しましては、ご質疑等ございましたらご発言願いますが、国の政治的な判断もあるけれども、相当国が今ここへ来て変えたものに対応していくというのが区の条例改正なので、制度自体に関しての質疑は国なのであまりやらないでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○石田（ち）委員

(1)の特定親族特別控除創設というところでは、大学生辺りの年代の方々が、いわば103万円の壁というものへの対応をされた控除なのだろうと思うのですが、この(1)とか、あと(2)の給与所得控除の最低保証額のところ、その後の方々はあまり関係ないのですけれども、その最低保証額のところが引き上がったということだと思うのですけれども、こういう控除が充実してくるといいですか、対象が広がるといいですか、そのようになってくると、区の税収としては減るという考えでよいのでしょうか。そこをお願いします。

○宮澤税務課長

先ほどご説明させていただきました令和7年度の税制改正、まさに控除が増えるということは、納税義務者の税負担が減る。給与所得控除につきましても、計算の基となる所得金額が少なくなるということであれば、区税の収入に対しては一定程度の影響、減収という形での影響はあるというところです。

○石田（ち）委員

その一定程度の減収ということですが、それが結構な額なのか、そこら辺はどのように見通されているのか。減収となることがどこまでかはちょっと分からないですが、それを問題視するほどではないのか、その減収となった分をどうしようとしているのかということまでお考えがあるのか、伺えたらと思います。

それとあと、均等割り軽減ですが、均等割りが課税がされている方というのが、今区内ではどのくらいいらっしゃるのか、分かれば伺いたいと思います。

○宮澤税務課長

減収の見込みというところなのですが、正直対象となる方がどのくらいになるかというのは正確にはできないのですが、令和7年度の課税方式で多めに試算すると、例えば特定親族特別控除を創設されることによって、対象となる控除金額は恐らく約1,000人が対象となってくるのではないかと。そうすると、税の減収額でいくと2,500万円前後になるのではないかとというような推計は出しておりますが、正式なところというのは令和8年度に課税したときに、また改めて分かってくるかと考えているところでございます。

税制の改正というのは毎年行われておりまして、それに応じて補助額等に変更があれば、その都度税収への影響というのは出ておりますが、それについては特に国からの補填というのはございませんので、それについては税制の改正に伴って税額計算をしていくというところでございます。

均等割りの軽減というところなのですが、こちらの対象という方は、均等割りが課税最低で扶養に入っていない方ということですので、現行でいくと100万円を越えて、扶養に入れる

103万円以内の方を2人以上扶養している方に対しての納税義務者に対する軽減策でございまして、現行、数年見ても約5人前後というところになっております。

〔「5人ですか」と呼ぶ者あり〕

○石田（ち）委員

分かりました。この103万円の壁というところで、働く大学生、19歳から23歳という若い世代が、本来学生であれば何の心配もなく勉学に励めるというのが一番いいことだと私たちは思っていますので、こうした控除等ではなく、そもそも大学の学費も無償化し、あと家の経済負担等も考えることなく勉学に励めれば一番いいと思いますので、とはいえ現在そういう働かされている若い世代がいるというところでは、この控除は助かるものになるのかなと思いますので、反対するものではないと思っています。

均等割りのところも5人前後ということだったので、一律1000円になってしまうというところが、要は不利益になっていくのかなと思ったのですけれども、そこは今様々な所得控除、さらに103万円の壁というところでの控除の対象が広がるというところで相殺されるものなのか、そこは伺いたいと思います。

それと、(5)の公示送達制度、これが要は閲覧することができるようにしていると。現行というところを見ると、現在も掲示板での書面掲示がされて、それがインターネットになっていくということなのですけれども、そもそも公示送達というものが何で必要なのか、何のためのものなのか、ご説明をお願いします。

○宮澤税務課長

まず均等割課税の部分につきましてです。先ほどの説明で100万円を越えてくる場合、住民税が課税されてきて、均等割と所得割というのが課税されます。住民税は地域社会の会費という性質上、一律納税義務者の皆さんに負担いただくのが均等割りという形で、区民税部分でいきますと3,000円となっているところがございますので、こちらに関しては、一定の収入がある方にはご負担いただきたいというところとなっております。ただ、控除額、先ほども申したとおり、基礎控除を含めて所得税のほうでも税制改正によって変更が出ますので、それによる税負担というのは大きく減るのかなと思っています。

続いて、公示送達という部分でございます。公示送達の理由としましては、納税通知書または督促状等を公示送達しているところがございます。地方税法の規定等によりまして、例えば納税通知書は納付期限の10日前までに送らなければいけないとか、あと督促状なのですけれども、納付期限後35日以内に送達しなければいけないと。特に督促状につきましては、督促状を発布しまして相手に伝えた後、差押え等の滞納整理に進めるというところもございます。

○石田（ち）委員

そうすると、公示送達のほうなのですけれども、要は督促、その後の差押えというのをしていくためにと言いますか、そういうことに進めていくためにはこういう掲示、住民票の住所に届かない場合にこういう措置をする、これをしたことによって、督促や差押えというところに進めるというものなのですけれども、その差押えするということは、要は銀行口座とかそういうところが分かっているなら、働いている場所とかそういうところも分かたりしないのかなという、インターネットにまで掲示をされるということになると、誰でも見られる、プライバシーだったり個人情報というところでどうなのかなという心配があるのですけれども、要はここに掲示をしなくともそこにたどり着けて、その会社だったり

その個人と連絡が取れるという措置を取ってあるし、こういうこともやっているということなのか、何か安易にこちらだけに、公示送達というほうに、しかもインターネットでどんと行くとすると、すごく今も言ったプライバシーや個人情報のところからどうなのかなという思いがあるので、そこに至るまでの区の対応というのはどういうことをされているのか伺いたいと思います。

○宮澤税務課長

公示送達の部分でございます。公示送達する場合なのですけれども、まずは郵便で通知書を送りまして、それが郵便局から宛て所なしということで戻ってきます。その段階で職員のほうで調査をした上で、それでも居所が分からない場合は公示送達をするという段取りで行っております。

○石田（ち）委員

それで、それをすることで差押えまで進められるわけですよね。そうすると、では何を差し押さえることになるのか。本人と連絡が取れないのに、何を差し押さえることになるのか伺いたいと思います。

○宮澤税務課長

差押えにあたりましては、金融機関での預貯金等がないかとか、生命保険等に加入していないかとか、そういったところを調査して、差し押さえられるものがあるかどうかというのを調査しております。

○石田（秀）委員長

石田ちひろ委員、まとめてもらっていいですか。話がかみ合っていないから、かみ合っていない。

○石田（ち）委員

いや、私は分かるのですけれども、そうすると、そこまで調べて差し押さえられるということは、個人と連絡が取れるのではないですかということをお願いしたいのです。そこを何か知る前に、こちらに個人情報が出てしまう、提示されてしまう、しかも今回インターネットでできてしまうというところでは、すごく懸念を感じているのですけれども、そこはどう考えますか。

○宮澤税務課長

公示送達される方、いわゆる連絡先である電話番号等も不明であったり、郵便を送っても戻ってくるというところで、こちらからのアプローチができない方になりますので、ただできないからといって、例えば滞納がある場合そのままにしておくわけではなくて、適切な滞納整理の処分に進めていくということでございます。

○西本委員

加熱式たばこなのですけれども、これは具体的にここだけ見ると安くなるのか高くなるのかよく分からないので、高くなるのですよね。これはどういうレベルで高くなるのか教えてほしいのと、それから今の公示送達の件なのですけれども、これは連絡がつかないから、掲示板に一定の期間を設けて掲示するという形になると思うのですけれども、インターネットでやったとしても、その人が見るというのはあまり考えられなくて、となると何かインターネットの意味があるのかというのがあるのです。なので、この改正後の四角枠のところに掲示板と、それから事務所に何か置くと書いてあるのですが、今までなかったのですね。これは品川区において新しく作るのですか。教えてください。

○宮澤税務課長

まず、加熱式たばこの部分でございます。たばこ税の計算というのが紙巻たばこの本数で計算しておりまして、たばこ税は申告納税方式になります。現状、紙巻きたばこの本数で申告があるのですが、その紙巻たばこの本数を計算する加熱式たばこの元の計算式が変わるところで、いわゆる課税としては増税されるという意味合いになっております。ただ、その増税額に関しては、正確なところという

のが本数がつかめておりませんので、それは今後というところになっております。

公示送達の部分でございます。インターネットで公表したとして、ご本人の方が見られるかどうかというところは正直ありますが、現状この改正によりまして、インターネットでの公表というのは必須になっております。それと加えて、掲示板で掲示、もしくは例えば税務課の窓口で電光掲示板のような形で表示するというのが、この2つ目のパソコン画面等での表示という部分になっておりますが、デジタルバイドの観点から見れば、掲示板での掲示というところになるかということでございます。

○西本委員

私はたばこを吸わないのでよく分からないのですけれども、ある程度増税ですよ。ということは、販売価格も高くなる可能性がありますというか、多分高くなるのですよ。計算していただけないかもしれないけれども、どのぐらいのレベルで上がる可能性があるのかというのが分かっていたらということでご教えてください。

それと、もう一度(5)の公示送達のことなのですけれども、これは事務所にまたと書いてあるのですけれども、だからパソコンを設置してそこで見られるようにするということは品川区はやらないで、今やっている掲示板だけになってくるのか、ここで言っているのはどちらかですか。どちらを採用するのかと。個人情報結構書いてありますよね。なので、個人情報保護法にも触れる部分があるという思いがあるのです。ただ、支払っていないものを支払っていないということで、それを支払わなければいけないということなのでしょうが、品川区としてはどういう方向で、今までの状況をそのままなのか、何かプラスすることがあるのか、それだけ教えてください。

○宮澤税務課長

まず今回のたばこ税の課税基準の見直しに伴って、販売価格のほうも見直されると予想されるというところですが、銘柄等によってもその幅はありましようし、そちらは販売のメーカーの対応というところでございます。

公示送達の部分でございますけれども、インターネットによる公表というところはやっていきます。それと併せて掲示板での掲示を予定しているというところなんです。その2つ、両面でということになります。

○石田(ち)委員

(5)の公示送達をして、きちんと支払われるという事例というのは。

〔「まだこれからだよ」「ないだろうよ」と呼ぶ者あり〕

○石田(ち)委員

公示送達は今もそうなのですよ。それで支払われるということは今まであるのですかというのをお聞きしたいと思います。

○宮澤税務課長

公示送達するのは、相手側に納税通知書や督促状で伝えなければいけないのですが、郵便で戻ってきている限り伝えられていないので、公示送達することによって相手に通知したとみなす制度になっております。その後、公示送達した方が納付したとしても、その因果関係については不明ということです。

○松本委員

公示送達は、弁護士も使いますけれども、公示送達をされる方に対する回収はものすごく大変なので、国法から公示送達がなくなると本当に大変なことになるということは申し上げつつ、私のほうは住民税のところ、所得税のほうは国のほうでいろいろ動きがあってということなので、そこには触れないの

ですけれども、一方で個人住民税のほうは区でいろいろとやる話になると思います。これまでは100万円と103万円、課税対象のずれというのはどうしてもあったと思うのですけれども、ただそれが3万円だったのであまりずれていなくて、今回は110万円と160万円で結構大きなずれが出てくると思います。

そのときに、私の理解は正確ではありませんが、確定申告などをしていれば、その情報を基にいろいろ区民税の通知とかいうのも出せると思うのですけれども、問題は、その確定申告を今回の国のほうの改正でしない人たちが住民税もかかってくる。例えば今回110万円のずれを知らない人というのは結構世の中にいるのではないかなと思っていて、そうすると、その把握をどうするのかなというところが、これまでも100万円と103万円のところに3万円のずれがあったと思うのですけれども、その幅が拡大することで、ここの把握というのをどうされるのかというところをお伺いできればと思います。

○宮澤税務課長

所得税と住民税の課税の部分に関してですが、まず所得税は申告課税になっております。住民税は賦課課税方式になっておりまして、区のほうで課税資料の収集をした上で課税するというところになります。特に給与収入をお持ちの方であれば、給与支払報告書というのがお勤め先から区に提出されますので、その金額等を判断して課税するという形になります。

○松本委員

では、基本的にはもう区のほうで、事業者ではなくて労働者のほうで特に申告しなくても大丈夫ということで、あとは事業者側がきちんと申告していれば、基本的には把握できるという理解で良いかだけ、最後確認して終わります。

○宮澤税務課長

委員ご指摘のとおりでございます。

○石田（秀）委員長

よろしいですか。

それでは、以上で質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

自民党・無所属の会。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成なのですが、先ほども103万円の壁のところでは、大学生等の学ぶ環境の整備のほうも進めていくべきだと思いますし、公示送達の方はインターネットで掲示していく意味、これまでも掲示板に掲示すればその先を進めていけたのに、それをさらにインターネットで個人情報を出していく方向に進んでいくというところには、大変懸念を感じておりますので、そこを注視しながら、賛成します。賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより72号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 第73号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(3) 第74号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(2)第73号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例および(3)第74号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題に供します。これら2議案につきましては関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○宮尾人事課長

それでは私から、第73号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第74号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明を申し上げます。

まず、第73号議案でございます。

1、概要でございます。こちらの括弧付数字につきましては、項番2の括弧付数字と連動してございます。また(1)につきましては、2つの議案に共通する部分がございます。このたび、「地方公務員の育児休業等に関する法律」、こちらが改正されたことに伴うものでございます。法改正の趣旨といたしましては、仕事と育児のさらなる両立を図り、妊娠、出産、子育てをする職員が、子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるようにするというものでございます。これを受けまして、具体的には第73号議案では、子育て部分休暇の取得形態の見直し、第74号議案では、部分休業の取得形態の見直しをそれぞれ行うというものでございます。

(2)のところをご覧ください。改正点の2点目でございます。こちらは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、こちらの改正に伴いまして、仕事と育児の両立支援制度等に係る措置を定めるというものでございます。

項番2、改正内容でございます。

(1) 子育て部分休暇の取得形態につきまして、次のとおり改正をするというものでございます。現在、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として1日につき2時間以内で取得可能となっております。これを今回の改正により、この取得方法に加えまして、年度ごとにあらかじめ以下のいずれかの取得形態を選択できるようにするというものでございます。資料で申しますと、①番が現行の取得形態、②番が今回追加をする取得形態で、職員が①、②のどちらかを選択できるようにするというものでございます。

続きまして、(2) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための仕事との両立支援制度に関する意向確認の実施でございます。具体的には①番、出生時における両立支援制度といたしまして、妊娠、出産についての申出をした職員に対する情報提供・意向確認。②番、育児期における両立支援制度といたしまして、3歳に満たない子を養育する職員に対しまして、育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認をそれぞれ行うというものでございます。

3、施行日は令和7年10月1日でございます。なお、次ページ以降に本改正に伴う新旧対照表を添付してございます。

続きまして、第74号議案でございます。資料をご覧ください。資料を閲覧いただければと思います。

こちら、1番、概要でございます。

(1) 番につきましては、第73号議案と同様でございます。法改正に伴いまして、こちらは部分休業の取得形態の見直しを行うものでございます。

(2) 番、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置等を定めるというものでございます。

項番2、改正内容です。

(1) 番、部分休業の取得形態の見直しについてでございますが、こちら第73号議案と同様で、部分休業の取得形態について、改正後のところに記載のとおり、年度ごとに①と②のいずれかを職員が選択をできるとするものでございます。

(2) でございます。こちらは職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するための措置について、現在実施している内容を条文に定めるものでございます。具体的には、①番、職員が妊娠・出産した旨を申し出た場合の育児休業制度等の周知・意向確認。②番、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備でございます。

3、施行日ですが、こちら令和7年10月1日を予定しております。次ページ以降に、本改正に関わる新旧対照表を添付してございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

第73号議案と第74号議案で、育児と介護休業を取りやすくするためにということで、これは育児の子ども年齢というのは、第73号議案は3歳に満たない子を養育する職員ということで書かれているのですけれども、こちらの第74号議案のほうは、何歳の子どもでも大丈夫なのか。その子どもの対象年齢を教えてもらいたいのと、あとこれは職員なので有給休暇があると思うのですけれども、第73号議案も第74号議案も、この休暇制度は無給の制度だと思ってしまうのですけれども、まず有給休暇を取って、それがなくなるとこちらを使っていくということになっていくのか。大体そうなるので

はないかと思うのですけれども、そもそも有給休暇が取れている状況にあるのか実態を、有給休暇の取得率が分かれば教えていただきたいと思います。

○宮尾人事課長

まず、本2条例の対象とする子の年齢というところでございますが、第73号議案では、子育て部分休暇の取得形態の今回見直しをご提案させていただいておりますが、子育て部分休暇については、小学校のお子さんを持つ職員とイメージをいただければと思います。これはこの4月1日にスタートした制度で、去年のこの第2回定例会においてご提案をさせていただいた件でございます。

続きまして、第74号議案ですが、こちらは今回部分休業に関するご提案でございます。部分休業はお子さんが小学校に上がるまでが対象となりますので、第73号議案と第74号議案を続けていただくと、お子さんが小学校に上がるまで、お子さんが小学校に在学中というふうに、切れ目のないような制度になっているところでございます。

それから、有給か無給かというところですが、委員ご指摘のとおり、子育て部分休暇も部分休業もともに無給となる制度でございます。有給休暇を使ってということですが、これは職員によって本当に千差万別です。育休の前にいわゆる産休があるのですが、これはもう法で必ず取得するということなのですが、その前に有給休暇を取得してお休みになるという職員も一定数おります。率についてはそこまで詳しくは取っていないのですが、ただこれは時期ですとか、あと職場の業務の繁忙によってもまたちょっと変わってくるということもありますので、一概にはこういう傾向にあるというのは申し上げにくいところもあるのですが、ただそういう場合でも早め早めに職員がどういう意向を持っているのかというのを確認して、可能な限りその意向に沿えるような体制を求められていると感じております。

○石田（ち）委員

休みの形態が様々、選択肢が増えるというのか、そういうところでは良いのかなと思うのですけれども、そもそも有給休暇も、忙しすぎたり人材不足だったり取りづらいという声も聞いたりしますので、休暇というものが取りやすい環境になっていけばいいと思っておりますので、引き続きそこは私たちも声を聞きながら求めていきたいと思います。

○西本委員

分からないところがあるのですけれども、これは無給ということですね。だから、有給で1日2時間早く帰るとかって、そういう対応はできるのですか。有給休暇は1日とか半日とかいうくくりだ思うのですけれども、そういう理由があれば、例えば改正後の①、②というものも適用可能なのですか。それは可能ではないですか。

○宮尾人事課長

今回の改正となる子育て部分休暇、それから部分休業、いずれも現在無給となった上での取得となるのですが、それは改正後においても、無給という部分について変更はございません。取得する、その代わりその分は無給となるという前提での改正でございます。

もちろんこの理由でも別に無給休暇は理由を問わない休暇になりますので、こういう理由でも別に無給休暇を使ってということも当然考えられます。

○西本委員

普通こういう理由ではなくても、有給休暇では一日単位ですよ。

〔「そんなことない、1時間単位」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

でも、こういう理由で、この①と②のほうを有給の中で使える制度なのですかということですか。言っていること分かりますか。そういう制度になっているか、例えば有給で1時間とか、この①、②というのが、有給の中でも時間的な融通性があるのですかということですか。

○宮尾人事課長

繰返しになりますが、有給休暇というのは時間単位で我々取得が可能です。理由を問いませんので、お子さんのことが理由でということもあるかと思えます。

一方で、有給でお子さんのためにという理由となる休暇というものもございます。例えば例を挙げると、子どもの看護のための休暇、我々子看休暇などと呼んでいますが、これは有給で、もちろん取得の上限、1年間に取れる日数というのは上限がございますが、有給でお子さんを理由として取れる休暇制度というものもございます。

○西本委員

というのは、だから無給になるので、初めは有給を使ってそういうやり方をして、なくなってしまった場合には、無給になるけれども、こういう取り方でもいいですよということですね。だから、働きやすくなったという理解で良いのですね。

○宮尾人事課長

そうですね。これはやはりそもそも今回の趣旨といたしましては、職員が仕事と子育てをよりしっかり両立できるためのそういった環境を整えていこうという趣旨でございますので、手前みそにはなりますが、大きく前進をしていると思っております。

○西本委員

こういう考え方というのは、民間の企業にも波及していただけると良いと思っております。というのは、子どもが病気をしたりとか、介護も一緒なのですけれども、そのときには雇用主が保証してくれるというようにしてほしいです。そうしないと、例えば病児保育とかいうことがある程度必要になってくるということで、私は病児保育はなくなれば良いと思っております。子どもが病気になったり必要な部分については、しっかりした制度の下で休暇が取れるというのを啓発・啓蒙していただきたいと思っております。そうしないと、やはり病児保育だ何だかんだと言って、結局区が必要ならばやらなければいけないということではなくて、やはり子どもにとって何がいいかと考えたときに、やはり親が看る、家族が看るというのが一番大切だと思うのです。だからこういう制度が民間のほうにも波及できるように、ぜひ宣伝ではないですが、役所の中でのこういうふうなものをもう少し宣伝してほしいと、広げてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○宮尾人事課長

今回ご提案をさせていただいている仕事と育児の両立支援制度というのも、こういった背景には法改正という大きなものがあるのですが、この法改正の趣旨の中にも、やはり公務員と、あと民間企業に勤める従業員との均衡というものは常にうたわれているところがあります。また公務員の中でも、地方公務員と国家公務員との中で大きなそごが出ないようなという趣旨も入っておりますので、私たちもそういった均衡というものを常に注視をしていながら、いろいろ制度等を整備していけたらと思っております。

○山本委員

何点かお伺いさせていただきます。

まず第73号議案と第74号議案で、休暇と休業というところで分かれておりますけれども、その違いについて分かりやすく教えていただければと思います。

2つ目が、この子育て部分休暇の制度を4月からスタートされた中で、ここまでの利用者、それからどの程度利用時間があつたのかというのを把握されていたら、教えていただきたいと思います。

それから、それぞれの議案の(2)のほうで、意向確認というものをやる背景といいますか、実際取られたときに、周りの職場の方ができるだけ影響を受けないというか、スムーズにやっていくという趣旨なのかなと思っておりますが、その辺りはどうなのかというところだけ教えてください。

以上3点、お願いします。

○宮尾人事課長

3点ご質問をいただきました。

まず1点目の休暇と休業の違いというところなのですが、基本的には休暇というものには有給のものが多く、休業というのは例えば育児休業等に代表されるように無給のものというものがございまして、こちら子育て部分休暇につきましては、こちらはちょっと例外的に無給という扱いにはなつてはいるのですけれども、大きくはそのようなイメージを持っていただけないのではないかと思います。

それから、子育て部分休暇は今年の4月からスタートさせていただいている制度ですけれども、こちらは4月以降、先週の時点で取得者が12人おりまして、1人当たり平均が大体約50回の取得実績があるというところがございます。

それから、意向確認というところですが、こちらは委員がおっしゃるように、やはり休みにこれから入ろうと思っている職員がどういう休暇をどういうぐらいの期間で取ろうと思っているのか、まずそれをしっかり確認をさせていただいて、それに伴って、取得期間は職員がいなくなるわけですから、そのなくなる体制をどう補充をしていくか、補強していくかというもの、そういったものが主に趣旨としてございます。

○山本委員

まず休暇と休業のところ、大枠のところは理解したのですが、今回の場合は無給だということと言うと、その違いというのはあまりないということでもいいのかということが1点ございます。お答えください。

続けて言いますが、4月からの適用で12人という人数というのはどう受け止めていらっしゃるかとということ、12人の方々でそれぞれ50回ぐらいということ、その方々は結構取られているということなのかなということで、その利用の仕方で、そういう理解で合っているのか。それは取れるというのはすごく良いことかなと思っております。そういう理解でいいのかということをお願いします。

その意向確認のところも分かりました。では2件、お答えをお願いします。

○宮尾人事課長

名称につきましてはですが、特に深い意図があつてということではないのですけれども、できればその背景にある条例ですとか法改正等を受けてというところがありますので、特段さつき申し上げたように基本的には休暇が有給、休業が無給というところで線を引かせていただいているところがございます。

それから子育て部分休暇、4月以降の取得状況ですけれども、人数としてはまだこれからもう少しさらなる周知が必要かなと思っております。1人当たりの取得回数については、ほぼ想定していた範囲内での回数かと捉えております。

○山本委員

ぜひ今回の改定でより多くの方々が取りやすくなるように望むのと、あと周りの皆様もうまく勤務ができるような体制づくりを進めていただきたいと思います。

○須貝委員

1点意見だけなのですが、今回、職員のこういう条例改正ですか。休暇等、休日等に関して本当にすばらしい、働く人にとっては家庭と両立できるということで良いと思うのですが、これがもし自治体でも少し知恵を出していただいて、区内産業、中小零細企業、様々なところで汗水垂らして皆さんと一緒に働いている方もいらっしゃいます。けれども、なかなか人手不足で取れない、取得できないということもあるので、ぜひそういう方たちにも取得できるような何か知恵をお貸ししていただければありがたいなど、これは特に国に要望したいと思います。終わりです。

○澤田委員

先ほど育児休業を取っている方の周りの環境というか、その職場の環境というところで少しお聞きしたいのですが、民間などでも取っていいよと制度としてはあっても、やはり周りの人に負担がかかってしまう。その人が抜けた分負担がかかるというところで取る人が苦しんでいたりですか、あと周りの人もやはり負荷がかかってきたり、やはりその関係が難しくなったということがあるという話は聞いていて、そうなったときにやはり理解をしてもらおう。周りの人も使う人もお互いの気持ちを思いやるではないですけども、そういうことがすごく大切かなと思って、そこら辺についても進めていくと条例には書いてあったと思うのですが、具体的にはどのようなことをされていくのかというのを教えていただけますか。

○宮尾人事課長

今回は、主にしっかりこういう制度があるということを周知するというのと、それから伝えたご本人がどういう意向を持っているのか。この2点が大きなところではあるのですが、今まさに委員がおっしゃったように、制度があってもそれが絵に描いたもちになれば、これはもうあってはならないことだと思いますので、それを職員がどうやってちゃんとしっかり取れるか、気兼ねすることなく取ることができるかということも、これは一つ大きなテーマかなと思っております。

例えば具体的には、これはもう当たり前のことなのですよというやはりそういう雰囲気をつくっていくということが大事だと思います。それと、我々人事課のほうでも可能な限り、一つの部署に例えばそういう事情のある職員が固まってしまうと、やはり通常業務を行っていく上での支障にちょっとなりかねないというところがありますので、可能な限り人事異動などでそういったところを配慮して、重なったりしないようなところはやらせていただいているということでございます。

○澤田委員

それもすごく大事だと思うのですが、今例えば「妊婦様」や「子持ち様」などという言葉があったと思うのですが、やはり子どもがいるからと、そういうふうには私たちに全部負荷がかかってくるよねみたいな、そちらのケアというか、取る側の人でも当たり前の環境をつくるというのはすごく大事で、それももちろん進めていただきたいと思いますのですが、それと同時に周りの負荷をかぶるではないですけども、そちらのほうの気持ちの持っていく方というか、当たり前と言われるからしようがないというところではなくて、何か思いやれるようなというか、あと物理的に例えば給与が増えるとか、分からないですけども、何か納得できるような形がないと、その人が抜けた分、人が増えて入ってくれて問題なくというのならいいのですが、そうではなくという場合は、その人数調整のほかにも何かプラスオンしてもらえると、分からないですけども、そうすると気持ちが、大変になってし

まったけれども、給料が少し増えたしまあいいかなみたいな、気持ちが落ち着けるような何かがあるといいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○宮尾人事課長

そうですね。まさに休む職員がいる、休む職員がしっかりと自分の望む時期に休みを取れるような体制をつくるという、これは大事なことです。一方で今まさに委員がおっしゃったように、周りの方たちに少なからず負担が行ってしまうということに目を向ける必要というのも当然、私たちにはあります。

そのためには、まずはしっかりと休みに入る職員が休んだとしても組織としての力が落ちないような人的な補強をいかにしできるかというところ、なかなか全ての部署において100点の人的補強ができていると言われると、ちょっとそこは我々振り返らなければいけない部分ではありますが、方向性としてはそういうふうに、なるべく組織としての総量としての力を落とさないでいけるような体制をつくっていくという姿勢を大事にして進めていければと思っております。

○澤田委員

ぜひよろしくお願いたします。

あと、先ほどほかの委員からもありましたけれども、民間のほうでもそういう制度を使うことに対して抵抗があったりとか、使わせてあげたいけれども使えないとかということがないように、進んでいくように、よろしくお願いたします。

○塚本副委員長

今回のこの改正にあたっては、現場とか働く方々からのいろいろな要望があって、①だけではなくて②というのも付け加えたということで伺っているのですけれども、具体的にどういう場面、どういうニーズでこういう1時間単位で年間77時間という選択肢ができたのかというところと、あと年度内で77時間30分の範囲内としたことの妥当性ですね。どういうことからこの上限77時間30分にしたのか。ここだけ確認をお願いします。

○宮尾人事課長

今、改正の内容の経緯、考え方等でございますけれども、子育て部分休暇も部分休業も、これまで1日の上限が2時間となってしまうのです。でも、実際やはり育児に関わる職員からすると、必ずしもきれいに毎日2時間休めばいいという状況ではなくて、場合によっては半日ちょっと休みたい、場合によっては1日休みたい、こういうものを状況によって組み合わせることができないのか。ただし、1年間の上限は設けるといような趣旨で、今回の②番のところ新たに変わったというところでございます。

それから、そういった中で、②番の上限が77時間30分というのは、これは7時間45分掛ける約10日、77時間30分になるのですが、これも大体1年を通してこのぐらいの時間であれば、大体お子さんの利用として無給になっても構わないので、10日間ぐらいの休みがあれば何とか両立がしっかり図れていくのではないかとということから、今回このような時間数をご提案させていただいているところでございます。法にもこのような時間が明記をされているというところでございます。

○石田（秀）委員長

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず(2)第73号議案の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・無所属の会。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成ですが、少しだけ意見。これは第74号議案にも関わるのですけれども、先ほども何人かの委員も言っていました、やはり民間に対しての波及性を少し意識してお願いしたいと思っています。もちろん庁舎の中はしっかりあると思います。周知して利用しやすい環境づくりというのは当然なのですけれども、それを含めてやはり民間事業所の方々にこれは当たり前なのだとすることは、指導と言うか提案していただきたいと思っています。

そうしないと、やはり病気をしたりしたときに、やはり親や家族が看るべきなのです。それが結局は行政がまた病児保育だ何だかんだを増やしていかなければいけないということになるので、だからそういうのは完璧なものが必要なのですけれども、基本原則ということはきちんと押さえてほしい。親がしっかりと看る、家族が看るという当たり前というものについては、ぜひ発信をしていただきたいと思って、賛成します。

○石田（秀）委員長

それでは、第73号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、(3)第74号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・無所属の会。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成しますとともに、少し意見をこの場で言わせていただきます。

澤田委員からの質疑の中でもございましたが、気兼ねなく取れる体制づくりはぜひ進めていただき

たいというところをございまして、そのご答弁の中で人的な補強が必要だという認識をされているということでしたので、ぜひその気兼ねなく取れる、そうすると周りの方々もそれで負担なくできるような関係というのは、やはりおっしゃられるとおりの職員の皆さんが人的にゆとりのある状況が必要だと思いますので、その環境整備をしていただきたい。質問したかったのは、実際どれぐらいの利用を今後見込んでいて、そのためには各職場でやはりその時間の間は一時的に減ると思いますので、それをどれぐらい見込み、どう穴埋めしていくかというのをお聞きしたかったのですが、これはまた別の機会にお聞きしますし、ぜひそういった計画性をもって、取りやすい環境、そして周りの人も負担のない環境づくりを目指していただきたいと思います。以上です。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第74号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。後から来られた理事者の皆さん、すみません。昼を挟んでしまうけれども、再開は1時10分をお願いします。

○休憩午後0時06分

○再開午後1時00分

○石田（秀）委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

なお、休憩中に1名の方から傍聴申請がございましたので、ご案内を申し上げます。

そして、その中で1名の方から録音申請が出されておりますので、これを許可いたします。

そして、また併せまして、写真撮影および録画の許可申請がございましたので、これを許可するかしないかを判断するため、各党派のご意見をお聞きしたいと思います。なお、これまでの取扱いとしては、

議題に入る前に自席からの撮影のみを許可しております。

では、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

録画と写真撮影については、以前と同じように冒頭のみでお願いいたします。

○山本委員

これまでと同じ取扱いでお願いいたします。

○塚本副委員長

従来どおりの取扱いでお願いいたします。

○石田（ち）委員

私は議会の議論の妨げにならない範囲であれば、どのタイミングでも構わないと思っています。

○松本委員

維新も審議の妨げにならないのであれば、いずれも結構かと思っております。

○須貝委員

従来どおりの取扱いをお願いします。

○西本委員

従来どおりでお願いします。

○石田（秀）委員長

それでは、ただいま各会派のご意見を伺いましたが、議題に入る前のみ写真撮影、それから録画を認めるということにしたいと思っております。また、撮影につきましては、自席から撮影していただきますよう、お願いをいたします。

それでは、写真撮影、それから録画を申請された方、撮影よろしくをお願いします。よろしいですか。

(8) 第91号議案（仮称）勝島人道橋上部工整備工事請負契約

(9) 第92号議案（仮称）勝島人道橋下部工整備工事請負契約の変更について

○石田（秀）委員長

それでは、次に、(8)第91号議案、（仮称）勝島人道橋上部工整備工事請負契約および(9)第92号議案、（仮称）勝島人道橋下部工整備工事請負契約の変更についてを一括して議題に供します。これら2議案につきましては、関連する内容のため一括して説明・質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、議案審査(8)、(9)、第91号議案、第92号議案につきまして、一括してご説明いたします。資料のほうは10ページをご覧ください。

議案審査(8)第91号議案、（仮称）勝島人道橋上部工整備工事請負契約です。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は11ページの入札状況調書に記載のとおりです。

10ページにお戻りいただきまして、契約金額は6億6,440万円。

契約の相手方は、ショーボンド建設株式会社東京営業所、営業所長、石橋秀一氏です。

支出科目は令和7年度一般会計、令和8年度債務負担行為、工期は令和8年9月3日です。

12ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は、立会川勝島地区まちづくりビジョンに基づき、

歩行者の利便性等の向上を図るため、整備する人道橋の上部構造を製作および架設する工事です。同ページに案内図と平面図、断面図をお示しております。

続きまして、資料のほう13ページです。議案審査(9)、第92号議案、(仮称)勝島人道橋下部工整備工事請負契約の変更です。

本件は令和6年第2回定例会で議決をいただきました当該契約につきまして、工事内容の変更に伴い、契約金額の変更を提案するものです。

契約の相手方は、大旺新洋・鈴中建設共同企業体、代表者、大旺新洋株式会社東京土木支店常務取締役支店長、亀川和之氏です。

14ページの工事の概要書をご覧ください。変更の概要ですが、橋台躯体工、仮設工、準備工などで、数量の変更や工種を追加する変更がありました。契約金額6億2,150万円を6億6,761万2,000円とし、4,611万2,000円を増額するものです。

○石田(秀)委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

第91号議案のほうなのですが、資料に落札と、それから未満というのがあって、辞退は理由が書いてあります。それと、所在地のところ、これはいろいろなところがあると思っています。これは東京都がやったものなのですか。品川区がその契約というか申込というか、今までと違う契約関係が入っているのですけれども、その点を教えてください。

○佐藤経理課長

本件については他の案件と同じように区の契約ですので、区のほうで発注しております。委員ご指摘の所在地がいろいろなところというのは、今回橋の上部工の工事ということで、非常に特殊と言いますか、あまりない工事ですので、ほかの案件のように区内の事業者に限らず、そのノウハウを持っている事業者を広く入札の要件といたしましたので、いろいろな事業者から応募があったということです。

○西本委員

未満というのは何ですか。

○佐藤経理課長

入札金額の右側のところに未満とあるところですが、こちらは最低制限価格制度を導入しております。それに基づいて、契約に係る過剰な競争を防ぎ確実な履行を確保するというので、いわゆるダンピング防止のために一定の基準に沿って最低制限価格というのを決めまして、これ以下の場合には失格にするという制度を取っております。今回の入札結果を見ますと、ここにありますが、最低制限価格以下で入札があったのが10者ということで、こちらのほうは失格となりまして、それ以外の1者について落札という形になっております。

○西本委員

これはこれほど差があるのかなと思ってちょっと驚いているのです。一応予定価格というのを出しますよね。それでこの最低価格を出すのですよね。

〔「出してないんだよ」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

それは出していないのですか。そうであっても、これは差があるのは約1億円ですからね。落札した

ところと、それから11番のところの差は結構な差があって、これほど差があるというのは何ですかというところなのです。もちろん事業者が計算しているので、その計算式は分からないとは思いますが、これほど差がついてしまうものなのだろうかと少し不審な感じがしているのですが、片やそれで、例えば14番などは積算金額が予定価格を超過したと言っているのです。それでやめているわけですね。こういうことはあり得るのですか。

〔「あるからなっている」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

今までになかったので、どういうことかなと思って、その現状というか背景というか分かれば教えてください。

○佐藤経理課長

最低制限価格については冒頭申し上げたとおりでして、予定価格を出しますが、あまりにも低い金額で、区役所の仕事を取ること自体が目的のような形で非常に低い金額で応札された場合、その工事に対しての質の担保というところから非常に問題があるというところで、この最低制限価格制度というのが設けられていて、ほぼ全ての自治体で導入されております。

この基準については、国のほうで一定設けておきまして、それを参考にして各自治体で設定しているというところなのです。なので、具体的な金額を出してしまうと、当然そこに吸い付いて入札があるので、これに関しては公表していません。ただ、この最低制限価格制度を導入しているということ自体は、公告の際に申し上げているところです。

最初のご質問の、いろいろな金額があって、今回についてはその制限価格を割っているところが多かったというところですが、年間4,000件ぐらい入札をやっておりますけれども、多くはありませんけれども、やはり制限価格以下で入札をしてきて失格になるということもあります。

○西本委員

やはりその最低価格というのは提示しないまでも、そういうことがあるというのは分かるはずではないですか。なおかつ、そのパーセンテージか何かよく分かりませんが、それはある程度の国の指針とかが一応あって、それを事業者の方々は知らないということですか。ということは知らないで出てきているわけですね。未満というのがこれほどたくさんあるわけだから、ということはそういう制度をきちんと分かっていたらと思うのですけれども、私は性善説で言うと、あまりランキングとかで出してくるというのはなかなかないことだろうとは思ったりするのですけれども。なので少しこの現状を見ると、ちょっとその仕組み的にいいのだろうかというのが不思議な現象だな、今まであまり表に出てこなかったのかもしれないのですけれども、あるよと言っていましたけれども、何か非常に違和感というか不思議な現象だという思いがあるのです。それはいかがですか。これは何でこういう未満がこれほどたくさんできるのかと思うのです。非常に不思議なのです。

〔「それは簡単だよ。予定価格が甘かったというだけだよ」と呼ぶ者あり〕

○佐藤経理課長

最低制限価格制度についてですけれども、予定価格の75%から92%の間で、一定の算式に基づいてその金額を決める。だから金額自体は公表してないという制度になります。ですので、事業者側からするとこの範囲ではあるけれども、その具体的な数字は分からないというところではあります。それぞれの事業者で積算した上で入札してきますので、今回のような場合のこともあり得ると。どうしても数字を決めて制度を運用している以上は、制度上あり得る話だということでご理解いただければと思いま

す。

○西本委員

もう一点だけ。所在地がいろいろなところ、先ほどご答弁の中で、区内事業者ではなかなかカバーできないところだと、もう少し幅広くということなのですからけれども、でもこれを見るといろいろなところができるのですね。品川区内の事業者でなくてもできるということなのだと思います。

という、品川区が多いのはそこを優先という形を取っているのですけれども、ただいつも辞退理由の中に技術者がいないとか、いろいろなことが書いてあるのですけれども、そういうことであれば、もう少し品川区外のところだって候補になり得るところもいるのかなと。技術も品川区内よりも、区外を多く取ったほうが、間口を広げたほうが、技術的にも進んでいるところとか、いろいろなノウハウを持っているところとかがあるのではないかと思います、その辺はいかがなのですか。

○佐藤経理課長

品川区の入札に関しては、基本的には区内事業者の育成の観点から、区内事業者が受注できる場合は区内事業者という条件をつけて入札にかけております。逆に言うと、品川区の事業者ではなかなか難しいノウハウが必要だというものについてはその条件をなくして、広く事業者を募集するという形になっております。品川区の事業者でも可能というところがあったとしても、一定の事業者数がないと競争性が担保されませんので、そういった場合は同様になるということでございます。

○須貝委員

経理課長にまた別の方向から質問させていただきます。この落札の状況を見て、未満の事業者がこれだけいるわけですね。ということは、妥当な入札価格というのはこの中の範囲に入っていないかはおかしいのではないですか。そうでしょう、これは。数を見てくださいよ。だって未満の人がこれだけいる。ではここの価格の範囲が妥当な入札価格というわけではありませんか。それを、いや1者だけ下限を上回っているからここを決めましたというのは、平等性から言っても客観的に見ても、それで落札者を決めたというのは矛盾していませんか。教えてください。

○佐藤経理課長

先ほど申し上げたとおりでして、最低制限価格制度を導入しておいて、その制度の導入の趣旨としてはいわゆるダンピングの防止であるという形になっております。どの金額を最低制限価格とするかについては国で決めている算式がありますけれども、それに基づいて計算をして、公表しないのですけれどもも設定していると。数字を決めての入札になりますので、各事業者が応札した中で、その金額を下回るということは出てくると思います。結果的にはこういう形になりましたけれども、制度運用上はそういうこともあり得ることかと思えます。

○須貝委員

いや、制度とおっしゃいましたけれども、経理課長からすればきちんとした公正公平な入札価格を出してもらおうということをやはり第一に考える。品川区だって適正だなというのをやはり上司の方、副区長だって部長だってみんなそう思うはずですよ。これだけの事業者がこの金額で収まっているということは、こちらのほうがどう見たってもう過半数以上、もう大半ですよ。だからこちらをやはり経理課長のほうも、いや、過去はこういう経緯で入札決定者を決めていましたけれども、どう見てもこれはおかしい。だから、大半の方がここまでの金額を出して皆さん応札しようとしているならば、こちら側で今回は特例で決めましたとか、やはりそういうことがあっていいのではないですか。これはどう見たって、このようなこと、この入札決定書を見せたらおかしいと思いませんか。もう一度だけお願いします。

○佐藤経理課長

入札に関しては、開札するまでは、もちろん入札金額について我々も含めて分からないということが基本的なルールですので、今回結果的にはこのような状況になりましたけれども、入札の手続き自体には特段瑕疵はないと考えています。

○須貝委員

最後に意見だけ。今日は部長も副区長さんもいらっしゃいます。ぜひこれは100人の区民が見たらどちらが正しいかというのは、公に出れば、これは大半の人が決められると思いますよ。我々は皆さんがきちんと落札者を決めているということで、こうやってイエスということでやっていますけれども、いろいろ状況によってこのようにきちんと出たならば、やはりそれはある程度応用というか、変えてもいいのではないですか、そのほうが区民に対する説得、区税を使う、区民の皆さんの税金を使って我々はやっているわけですから、できるだけ区民が納得するような、同意を得られるような入札価格、入札者を私は決めるべきだと思います。意見だけ。

○松本委員

今いろいろお話が出ていて、確かにこの入札した方たちの大半が下回っているというのはどうなのかと思うのは、これは多分普通感覚だと思います。それで、予定価格掛ける一定の割合を出して算定しているということかと思うのですが、私もこの分野や詳しくはないので間違っていたらあれですけれども、他の自治体を見ると、入札の平均入札額も使いながらやるという自治体も見られるように思われるのですが、当区のほうは、こうした有効な入札の平均入札額をここに用いるというようなやり方はされていないのか、あるいはそういうものは検討していないのか伺います。

○佐藤経理課長

最低制限価格の制度についてのお尋ねかと思えます。先ほど申し上げたとおりでして、国の算定モデルに準拠して区のほうでは運用しているということとして、中央公契連モデルと言いますが、工事費ですとか仮設費、現場管理費等から、一定の割合を掛け算して最低制限価格を出すという形の算式なのですけれども、そちらのほうを用いて、一定の基準に基づいて算出しております。

○松本委員

そうすると、先ほど申し上げた平均入札額を使うような方式は使われていないということかと思えます。他の自治体ではこうした制度を導入して、税の見直しというところもあると思えますので、今日いろいろな委員からの意見がありましたので、そちらのほうを研究していただいて、制度自体今の状態でいいのかということは検討していただければと思います。

以上です。

○石田（ち）委員

第92号議案の下部工事のほうの変更で、工期に変更はないけれども中身が変更で、金額も変更ということで、それで上部の工事の請負契約も入ってきているというところで、下部工事は、ではこのまま今回の変更程度で進んで、上部工事に予定どおり入れるということでよいのか。それで、上部工事はどれぐらいから始まる見込みでいるのか、伺いたいと思います。

○森道路課長

工事の内容でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。下部工につきましては、予定どおり順調に工事が進んでおりまして、今年度10月末までが工期となっておりますけれども、それには十分間に合う形で進んでおります。

上部工につきましては、また別の事業者が落札される予定というところがございますが、7月から受け取りいただいて入りまして、最初は工場のほうで橋梁の躯体をしっかりと造っていき、工場製作というのがまずはメインになりまして、現場としては実際に何かトラックが入ったりということはないと伺っています。工場のほうで橋を組み立てて、鉄筋を加工して造って行って、それを年度明けてからでしょうか、そのぐらいからだんだんと現場に運び込んできて、それを組み上げて載せるというのが今回の上部工の工事になります。本当に載せるのが、工期が9月頭、3日までということになっておりますけれども、そこまでに間に合うようにしっかりとやっていくという形になります。

○塚本副委員長

その上部と下部で、橋げたのところと橋そのものというのが別々の工事になっているのですけれども、橋の工事というのは普通こういうふうなのかどうか。素人考えですけれども、一つの会社に丸ごと全部やったほうが、経済的には規模のメリットみたいなのが生まれるのではないかと思います。その辺、下部と上部と分かれていることについての理由をお聞かせください。

○森道路課長

下部工につきましては、その工事のメインが杭を設置すること、それから橋台のコンクリートを打設していくというようなことがメインになりまして、いわゆる土木工事という形になります。橋の上部工につきましては非常に特殊なお話でございますので、橋梁メーカーが委託して工場で作成をして、それを持ってきて組み上げるという、同じ橋を造ることではあるのですけれども、内容としては専門性が違ってくるということです。

業者ともいろいろな意見交換をさせていただき中で、上部工であったり、今年度末に予定しております橋詰工と言いまして、橋の根元の部分ですね。そこを広がるようにしていくというような話も予定しているのですけれども、やはり専門分野が違うということなので、どうしても分かれてしまうということになっております。塚本副委員長がおっしゃるように一緒にまとめたほうが経済的であるということも我々も分かっておりますし、そういった方向での事業者のヒアリングをしたのですけれども、今のようない形が妥当だと考えて、今回ご提案しているところとなります。

○石田（秀）委員長

ほかに、よろしいですか。

それでは、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、(8)第91号議案、（仮称）勝島人道橋上部工整備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・無所属の会から。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

共産党はこの下部工事に反対をしてくれています。ここはまちづくりビジョンに示されている共同化、建替え等、有効な土地利用の促進が再開発としてうかがえる中身があるので、これを契機にこの周辺

の再開発になっていくことが考えられるということで反対をしているところですので、反対です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

一応賛成します。ですが、入札方法については、やはり経理課のほうで様々な状況、やはり一つのやり方ではないと思うので、区民に疑問・疑念を抱かれないような入札方法を私はつくり上げていただきたいと思います。終わりにします。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、本案は挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、第92号議案、（仮称）勝島人道橋下部工整備工事請負契約の変更につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・無所属の会。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

同様の理由から、反対です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第92号議案、（仮称）勝島人道橋下部工整備工事請負契約の変更について、採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

道路課長は、ここで退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(10) 第93号議案 子どもの森公園改修工事請負契約

○石田（秀）委員長

次に(10)第93号議案、子どもの森公園改修工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、議案審査(10)第93号議案、子どもの森公園改修工事請負契約につきまして、ご説明いたします。資料は15ページをご覧ください。

契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は16ページの入札状況調書に記載のとおりです。

15ページにお戻りいただきまして、契約金額は9億860万円。

契約の相手方は、日比谷・大森建設共同企業体、代表者、株式会社日比谷アメニス品川営業所、営業所長、萱森雄一郎氏です。

支出科目は令和7年度一般会計、令和8年度債務負担行為。

工期は令和9年3月31日です。

17ページ、工事の概要書をご覧ください。本工事は品川清掃事務所北品川分室の移転により取得する敷地を活用し、子どもたちのアイデアを取り入れた複合遊具を配置、少年野球場などを整備するものです。同ページに案内図と平面図をお示ししております。

なお、本件は明日の建設委員会で工事内容の詳細が報告される予定です。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○山本委員

子どもの森公園の改修工事については、ご説明いただいたとおり、子どもたちのアイデアで遊具が設置されることとなり、また地域の皆様の多くの声によってバスケットボールコートが新たにできるということになって、とてもうれしく思っております。その中で2点、ご質問をさせていただきます。

まず1点目なのですが、この資料概要書を拝見しますと、バスケットボールコートの場所なのですが、前回、過去の委員会等でご説明をいただいていたところの設置場所というのか、この資料で言うと野球場から見て右側に当初予定として示されていたものが、今回の説明資料によると左側の部分に移っておりまして、ここら辺の変更の経緯などがあれば教えていただきたいと思っております。

もう一つが工期なのですが、今ご説明のとおり、契約締結から令和9年3月31日ということなのですが、この公園で言いますと、一般の公園のゾーンと野球場とバスケットボールコートと、こういったふうに何か区分されると思うのですが、それぞれ工期が何か異なるとかそういったところであれば、説明をお願いします。

○大友公園課長

工事の具体的な中身というところで、私のほうからお答えさせていただきます。2点ご質問いただきました。

まず、バスケットコート位置の変更というところに対する経緯でございます。こちらのバスケットコートは、当初、この平面図をご確認いただいていた野球場の右側、幼児用遊具の箇所であったというところでございます。しかしながら、今回、バスケットコートは野球場の左側になっているというところでございます。

こちらは総務委員会でお示ししたときにも、こちらのほうがいいのではないかというお話もいただいていたところではございますけれども、当初そのときには、このバスケットコートのさらに左側を見ていただきますと駐輪場という場所がございます。その駐輪場の下には下水道局の立て坑が位置しているというところでございます。下水道の立て坑の維持管理上、車両の出入り等々でなかなかここにバスケットコートがあったほうがよりよい利用勝手となる場所だったのですけれども、まだ協議がまとまっておらず、こちらのほうに設置がなかなか難しいであろうということで、幼児用遊具のほうに設置をしていたところではございました。しかしながら、下水道局との協議により、車両の出入りと運用の管理に問題ないということで、バスケットコートをこちらにしているという経緯でございます。

また2点目、工期のご質問でございます。公園全体の工期といたしましては令和8年度末までとなりますけれども、工事の仕様書において、野球場部分を先行で整備、工事を実施いたしまして、来年、令和8年7月20日までに完了、供用を開始することとしております。また、現在広場として利用いただいております部分等につきましては、野球場の整備・供用後に工事を実施する予定でございます。このように段階的に施行することにつきましては、公園利用者の利便性に配慮し、公園が閉鎖していても使えない期間をできるだけ短くするために実施するものでございます。

○山本委員

まずバスケットボールコートや幼児用遊具の設置の変更の経緯について、ありがとうございます。今のような配置のほうが、幼児のお子さんたちも楽しみやすいですし、バスケットボールを楽しむ人も離れていたほうが、多分より自由にやりやすいと思いますので、このように工夫というかしっかりと考えて配置をしてくださったというのはすごくありがたいなと思っておりまして、感謝申し上げたいと思います。

工期のほうも理解をいたしました。もともとこの少年野球場を使っている方々もいらっしゃいますので、そういった方々が引き続きできるだけ工事で影響を受けないよう工夫をしながら工事を進めていただけるということで、ぜひそのように進めていただきたいのと、できる限り部分で使えるようになっていったら早めにオープンをしていただいて、早く皆さんに使っていただけるように工夫をいただきたいと思います。最近工事が停滞しているケースもありますので、ぜひ遅れないように進捗、把握を進めていただければと思います。

以上です。

○西本委員

所管を外れてしまうかもしれませんが、平面図のところの方が分かりにくかったので教えてほしいのですが、この複合遊具と、それから上の平面図で言うと怪物が2体ぐらいいると思うのですが、これは別のものという認識でよろしいですか。

○大友公園課長

平面図のところの左側にイメージとして、左上のところ、怪物モニュメント等々載せております。別

のものとなってございます。複合遊具と、あと怪獣のモニュメントということでございます。

○西本委員

ということは、怪獣が増えるという感覚でよろしいでしょうか。というのは、ここは怪獣公園とっておきまして、この怪獣がメインなのです。なので、この怪獣たちがどうなるかのがすごく心配で、今の怪獣たちは老朽化が激しくなっているのですけれども、それが新しくなったりするのかなというのがちょっと心配なのですけれども、それと新たにここの遊具もあるということ、これはそれにちなんだ似たような雰囲気があるような遊具にしていっているのかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○大友公園課長

こちらの子どもの森公園でございますけれども、怪獣公園として親しまれている公園のテーマはそのままに、改修工事を行うものでございます。こちら現在ある恐竜のオブジェ、8体あるのですけれども、状態の悪い5体につきましては撤去いたしますけれども、状態の良い3体については補修して再使用してまいります。

改修後につきましては新たに6体整備しまして、再使用の3体と合わせて9体の恐竜オブジェを設置してまいるということになります。それ以外にも、品川学園の生徒を対象としたワークショップでいただいたアイデアを生かした、恐竜をモチーフとした複合遊具等々を設置してまいるというところで考えております。

○西本委員

ここは非常に今の雰囲気をそのまま活かしてほしいというご希望がすごく多いので、安心しました。

ただ、ここの場所的には交通の便とかいろいろあるので、その辺は今それほど事故とか起きるような状況ではないのですけれども、この周辺の安全確保というのは何かサインプラス安全に考慮した何かそういう取組はないのでしょうか。

○大友公園課長

安全という点について2点、お答えさせていただければと思います。

こちらの周辺道路等に囲まれている公園となってございます。道路への飛び出し防止という観点につきましては、出入口を明確にする形での設計をしてあるというところでございます。

また、見通しというところで、一定恐竜公園はジャングルの雰囲気もあるものは残しつつも、見通しの良い剪定等々を行いまして、子どもが陰にならない、危なくないというような観点の視点で整備してまいりたいと考えてございます。

○石田（ち）委員

今の質問に関連してですけれども、私もこの怪獣公園は小さい頃からすごく遊んでいた公園でして、本当に怪獣に名前をつけて遊んだりしていたのですけれども、その頃からある怪獣ということになってくると、やはり8体のうち5体はなくなっていくのかという少し寂しい気持ちもしますけれども、3点残るということで、それで子どもたちのアイデアを取り入れた複合遊具の配置というところで、この主な工種と書かれている左側のその遊具工と書かれているターザンロープとかブランコ、そういうのがもうアイデアを取り入れて作ることという理解でよいのか。バスケットコートとかもそうなのか、そこを教えてください。

○大友公園課長

子どもたちのアイデアを取り入れたり、様々な意見を取り入れていく中におきましては、先ほどご説

明させていただいた品川学園の生徒を対象にしたというところにおきましては、ワークショップでアイデアをいただいております。そのアイデアについては、複合遊具2基と書いてあるところが基本的なメインのアイデアを取り入れたところになってございます。恐竜の中に入りたいであったり、上りたいであったり、ぶら下がりたいであったりというところが組み入れたアイデアでございます。

また、こちらに整備内容には書いていないですが先ほどご説明させていただいた中に、新たに6体を整備するという恐竜のオブジェについても、人気のある恐竜を整備をしていくというところですよ。バスケットコートとかその他のところについても、様々な区民・ご利用者のアンケートをいただいている中から声が多かったところを、整備に反映しているというところになってございます。

○石田（秀）委員長

ほかに、いいですか。

それではご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・無所属の会。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第93号議案、子どもの森公園改修工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

公園課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

○石田（秀）委員長

次に、(11)第94号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約の変更についてを議題に供します。

それでは、本件につきまして理事者より説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして議案審査(11)第94号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約の変更についてです。資料18ページをご覧ください。

本件は、令和4年第4回定例会で議決をいただきました第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約におきまして、施工方法の変更および工期の延長に伴い、契約金額の変更を提案するものでございます。

契約の相手方は、大成・鈴木建設共同企業体、代表者、大成建設株式会社東京支店専務執行役員支店長、中村有孝氏です。

19ページ、工事概要書をご覧ください。4の変更概要でございますが、管渠工、特殊人孔工、付帯工などで数量の変更や工種を追加し、工期を40日間延長するものです。

契約金額9億2,484万7,000円を9億7,412万7,000円とし、4,928万円を増額するものです。

なお、本件は明日の建設委員会で、工事内容の詳細が報告される予定です。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

19ページの4の変更概要の(7)その他のところ、週休2日制確保モデル工事というのがあります。それから、熱中症対策に資する現場管理費というのが入っているのですが、これはどのようなものなのでしょうか。

○関根河川下水道課長

工事の内容に関わるところでございますので、私からご説明させていただきます。

まず1点目、週休2日制確保モデル工事でございますけれども、本工事は東京都下水道局からの受託工事となっております。その中で、東京都下水道局において、週休2日制確保工事実施要領というのがございまして、それに基づくモデル工事の今回対象の案件となっているものでございます。

具体的に中身でございますけれども、こういった建設業の働き方改革等の中で、週休2日を確保していくための取組として、具体的には4週間の中で少なくとも6日以上現場閉所、要は工事をやらないお休みの日がある場合には、その現場を閉所した率に応じて工事費の補正を行うというものでございます。本工事につきましては、4週6休以上が対象のうち、4週7休を達成できたということです、それに応じた増額をするものでございます。

2点目、熱中症対策に資する現場管理費の補正適用でございますが、こちらにつきましても同様に東京都下水道局のほうにおきまして、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領というのがございまして、それに基づく試行の対象案件になってございます。

具体的には、本工事の工事期間中のいわゆる真夏日の割合に応じて、現場管理費を補正するものでございます。本工事につきましては、対象となるのは233日ございまして、そのうち85日が真夏日

だったということで、それに応じた補正を行ったものでございます。

○西本委員

そうすると、これがいろいろな制度上そういう形で補正されたということは分かりました。それに対する補填額というのは、これは品川区が全部出すのか、10分の10で都から補填される理解でよろしいのでしょうか。

○関根河川下水道課長

本工事は東京都からの受託工事になりますので、こういった補正による増額分も含めて、全ての工事費は東京都から歳入という形で区に入ってくる形となっております。したがって、区の持出しといえますか区の負担はないという形になってございます。

○石田（ち）委員

この施工方法の変更に伴って契約金額を変更するということだと思うのですが、施工方法は何で変更しなくてはいけなくなったのか伺いたしたいと思います。

○関根河川下水道課長

幾つかございますけれども、一つ今回（4）の公園暫定復旧工というものがございまして、こちらは先ほど審査があった子どもの森公園のいわゆる隣接地で工事をさせていただいているものでございまして、工事が終わった後にどういう形でいわゆる復旧をするかというところが、この工事を発注した令和4年度時点ではまだ決まっていなかったという形になってございます。その後、協議等を踏まえて最終的な形が決まったことから、それに伴う変更等を行ったものでございます。それ以外にも、いわゆる発注時点では当時の現場状況に応じて想定をしていた部分もございまして、そういったものが確定したことによる変更という形になっております。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

自民党・無所属の会。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

第94号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約の変更について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

河川下水道課長は、ここで退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(4) 第75号議案 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(4)第75号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○藤村総務課長

私からは、第75号議案、品川区附属機関の構成員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

まず、資料をご覧くださいと思いますが、1番の改正理由になります。こちらは品川区給付型大学奨学金条例および品川区給付型大学奨学金運営委員会条例の制定ならびに品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の改正に伴い、新たに附属機関を設置するため、本条例別表に「品川区給付型大学奨学金運営委員会」および「品川区災害弔慰金等支給審査委員会」を加え、委員の報酬日額を定めるものであります。先ほど申し上げた条例3つについては、本日の文教委員会、建設委員会でそれぞれ提案するものでございます。

次に、改正内容ですが、下の表のほうをご覧くださいと思いますが、こちら品川区給付型大学奨学金運営委員会につきましては、委員のほう報酬日額1万4,000円、品川区災害弔慰金等支給審査委員会につきましては、会長が2万3,000円、委員は2万円の報酬日額を定めるものです。

本条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

今、総務課長の話でもありましたように、委員会の設置等に係る条例議案、これは本日所管する文教、建設委員会で審査が行われました。事業内容に対する質疑はご配慮いただくよう、お取り計らいをよろしくお願いをいたします。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

給付型大学奨学金運営委員会なのですが、これは人数とか、それから開催日数とか、これに関わる金額というのはあると思うのです。どのぐらいを考えているのですか。

○石田（秀）委員長

今言いましたが、これ条例が出ていて、今言ったように多分内容に関するものは……。

○西本委員

内容ではないです。金額を聞いているだけです。報酬日額があるということは、それだけ出すということだから、何日ぐらい。

○石田（秀）委員長

報酬日額のためなのですね。それなら。

○西本委員

報酬日額はどうなっているか。中身は聞いていないです。金額だけです。

○石田（秀）委員長

それでは、そこだけでいいですね。

○柏木子育て応援課長

給付型大学奨学金運営委員会の人数、あと日数でございますけれども、こちらの報酬に関わる人数は、現在ですけれども、4名を予定してございます。開催日数でございますが、1日または2日、時期を分けてやりますけれども、最大で2日というのを考えてございます。

〔「月にですか」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

もう一度答えてください。月に2日か。

○柏木子育て応援課長

先ほどの日数ですが、まず運営委員会は年最大で2回を考えております。

○西本委員

もう少し多いのかと思ったのです。なので、これは集中的にやったら、4人でやって年2回の報酬がこれでいいのだろうか。これはもっとかかるのではないか。選定なので、どこまでやるかにもよると思うのですけれども、感覚的にはもう少しレベルから言うと月に何回かとかいうレベルではないかと思ったのですけれども、そうではないのですね。金額が安過ぎるのではないかと。

○石田（秀）委員長

私もよく分かっていないのだけれども、条例議案で、それについては総務委員会ではやらないようにという指導を私にも受けたのだけれども、それを素直にここで言ったけれども、日数を2回で考えているとか、4人で委員会を開いていくというのは、条例議案ではないのですか。それをここで確認しておかないと、私は止めるようになってしまうから、西本委員が今言っているのを違うとかいいとかここで話してもしょうがないのです。そちらがしっかり言ってくれないと、私もそういうふうに言われて、確かにそれは文教委員会や建設委員会でやってくれるのはいいのだけれども、その整理だけはまずやってくれませんか。そうでないと、条例議案が出ているのなら私も止めたりどうぞとか言えないから。これは誰が言えばいいですか。それでないと、何でもいいよとなってしまいますから。

○藤村総務課長

今のご質問のところ、運営委員会の人数ですとか、そういった細かいところになってくると思いますので、そちらの内容につきましては、給付型大学奨学金運営委員条例のほうの審査事項かと思しますので、文教委員会で審査いただくほうが適していると考えております。

○石田（秀）委員長

それは分かりました。では総務委員会でやっていいというのは、どこならいいのだというのを逆に教えてください。これは総務委員会に上がってきているのだから、やるのはいいのです。今のは、西本委員、ごめんなさい、これは今文教委員会でやるから、そちらは少し待ってくださいと。今の質問は、何ならやっていいのかというのだけ教えてください。

○藤村総務課長

総務委員会の中で審査事項としましては、例えば今回の報酬日額1万4,000円というところですか、報酬日額2万3,000万円、2万円というところを提出させていただいたのですが、こちらについての妥当性ですとか、そういったお話をいただけるのであれば、こちらの総務委員会の審査事項として妥当な。

○石田（秀）委員長

さっき言った報酬日額ですね。それは分かりました。分かりましたか、皆さんよろしくお願ひしますね。よろしくお願ひしますね。それ以外は、もし何かこういうのも聞いてほしいなら、私に言ってください。総務委員会でやっていいところをもう一回聞きますから。今言ったのは分かりました。さっき書いてあった報酬日額の部分はこちらでやりましょうということなので、それに対して皆さんご理解いただいて、質問をお願いします。

○山本委員

では、まさに今おっしゃっていただいたその報酬日額が、この品川区給付型大学奨学金運営委員会は委員が1万4,000円になっていまして、一方で災害弔慰金等支給審査委員会は、会長が2万3,000円、委員が2万円となっていて、新旧対照表にもほかの附属機関等の情報とかもあるみたいなので、その辺りをどのように設定されたとか、どのように妥当だと考えていらっしゃるかのを教えてください。

○藤村総務課長

こちらは一般的な形でのお答えになるのですが、例えば1万4,000円の附属機関がこちらに一覧になってあると思うのですが、1万4,000円の金額の委員に比べて、報酬額が高い委員というのは専門性が高い方ということ、例えば弁護士であったりですとか大学教授の方が委員を務められることの多い委員会につきましては、日額が少し高く見積もられている。また、会長ですとか副会長のほうの報酬が高いというところに関しましては、会長に関しては会が始まる前に少し早く来ていただいて、ご説明ですとかをやっていたりですとか、運営というところがありますので、差額を設けているような考え方でやっております。

○山本委員

1点だけ追加で、そうすると、この奨学金運営委員会には会長職がないというのは、区の職員の方が務められるからということでないということでしょうか。

○藤村総務課長

会長のほうは区の職員というところなので、選定はございません。

○西本委員

そうすると、品川区児童福祉審議会の委員が2万円なのです。それで、品川区災害弔慰金等支給審査委員が2万円なのです。けれども、ほかの委員は1万4,000円なのです。これは専門性の違いということで、こういう金額に差があるという理解でよろしいですか。

○藤村総務課長

児童福祉審議会の委員にこういった方がおられるかというところは手元に資料がないのですが、一般的にはそういった先ほど申し上げたような専門性の高い委員がいらっしゃる場合が2万円ですとか少し高額になっていて、1万4,000円のほうはそうではない方というようなイメージで捉えていただければと思っています。

○石田（秀）委員長

ほかにありますか。いいですか。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党・無所属の会。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第75号議案、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

子育て応援課長および防災課長は、ここでご退席いただいて結構であります。ありがとうございました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

令和7年請願第10号 国に対する確請求書等保存法式（インボイス制度）の廃止を求める意見書の

提出についての請願

○石田（秀）委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

令和7年請願第10号、国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書の提出についての請願を議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

（書記朗読）

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

通常であれば、理事者に説明をいただくのですが、本件は国に対し意見書を提出することを区議会に求める内容でございます。区議会として意見を提出するかしないかということですので、理事者の説明や理事者に対する質疑を求めるものではなく、委員間での討議を行いたいと考えております。

それでは、委員の皆様におかれましてはご発言を願います。

○石田（ち）委員

このインボイスに関わる請願・陳情はほぼ毎回ということで、品川区議会に出されてきていたと思うのです。共産党は、インボイスを廃止しろと一貫して求めてきました。そして今議会でも、この廃止を求める請願が出されたわけですが、さらに今回は請願の中にもありますけれども、2025年1万人のインボイス実態調査報告ということで、今年の3月28日から4月14日の18日間で1万人が調査に答えていて、昨年は7,000人実態調査がされました。今回は1万人ということで、私も大体何回も調査を続けると減っていく、回答というのはあまり増えていかないものかと思っているのですが、それが1年たってもさらに増えるということで、このインボイス制度の与える影響の大きさを物語っていると思います。そのうちの90.8%、もう約91%の人が負担と感じているということも重要だと思います。

そうした全国でインボイスに苦しむ声が出る中で、367自治体が制度の中止、延期、見直しを求める意見書を上げているというのは、やはり品川区でもぜひ意見書を上げていきたいと私は思うのですが、それでこの間の議論の中で、前回もあったと思うのですが、埼玉県議会の意見書が紹介されて、品川区区議会では自民党さんはインボイスの廃止を求める請願には反対をしてくれているのですが、埼玉県では自民党県議団が提出した意見書が賛成多数で可決しているということで、品川区でもそうならないかという思いがあると思うのです。そこは埼玉県のような形には、地方議会というところでは同じなのにそうならないのかというのを、自民党さんにお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

そういうやはり各地と言いますか、これだけの367自治体で制度の中止、延期、見直しを求める意見書が上がっているところでは、賛成多数ということだと思っております。そういうところと言うと、やはり自民党の賛成というところを結構この請願も強調されているので、同じ地方議会でも埼玉県議会では自民党が意見書を提出に至った、品川区でもなりませんかという思いが、にじみ出ているという思いがしているのです。

いやいや、品川区にはこういうちょっと特殊な事情があるのか、分からないのですが、やはり地方と都心というところでは違う理由があるのかなというところも知りたいところだと思っております。だからそこがあればと思ってお伺いしたのですが、もしあればぜひ、自民党としてもご意見を言った

ほうがいいのではないかと思うので、問いました。

○澤田委員

埼玉県議会のほうででそういう意見に変わりましたけれども、品川区議会自民党としての考え方とはまた同じ自民党と言えども、考え方としてはやはりちょっと違うかなというところでございます。

○石田（ち）委員

様々同じ政党でも地域で違うというところもあるのだらうと思いますけれども、この1万人アンケートを見ても全国の声が紹介され、全国の中小企業、中小業者、個人業事業主、フリーランスが苦しいと、このままでは廃業すると、死も考えるという声を私も伺ってきました。なので、埼玉県と品川区で当事者の苦しみに大きな違いはないと思うのです。地方と都心というところでの産業のあり方とかは違うかもしれないですけども、インボイスによって苦しんでいるというところでは、大きな違いはないと思っています。ぜひ採択して、国に声を届けていきたいなと思いますし、今回の1万人実態調査、皆さんご覧になっていると思いますけれども、すごく分かりやすく、さらに分かりやすくまとめてありまして、インボイスに賛成か反対かという、このどちらのスタンスかというところでも、反対は97%です。消費税の負担感も合わせると90.8%ですね。そして、価格に転嫁できるか。できていないというのが77%。事務負担の負担感、これは「非常に負担」と言っているのが60%。「負担です」と言っているのと合わせると85.8%あるのです。この委員会でも区としてできる対策をという声などもほかの会派から出るのですけれども、ですがそうした公的支援が解決策になっているかというのについては、9割を超える人が「煩雑で使いづらい」、「根本的な解決にならない」、「制度の対象外になってしまう」、こうした声が出て使えない状況だったのです。これは全国の声なのです。

ですので、本当に効果的なことは、廃止だなと私は思うのです。ですので、ぜひ皆さんのご意見をお聞きできたらと思っています。

○西本委員

いや、私も石田ちひろ委員と同じように、ここに書かれている理由も分かるのです。地方議会がいろいろあります、埼玉県議会というのもあるし、それから自民党国会議員の約2割が加盟しているという積極財政を推進する議員連盟という、ここでは抜本的な支援策を実施ということなので、反対とは言っていないのかなという思いはあるのですけれども、今、国会の中でどのようになっているのかということなのです。

ただ、それはそれとしても、品川区がどう判断するかということになるかとは思いますが、私としては、このインボイス制度が始まったことによって、区内業者がどうなっているのですかということ。やはり独自調査をするべきだという話で、まだ具体的なところが出ていないのですが、やはり支援策というのはここにも書いてあるように、使いづらいとかいうことの問題点があるのだとすれば、やはりその支援策については見直しを図れとかいう、何か救済措置が必要だろうと思っているのです。それがあるということなのだろうけれども、使いづらいというのがやはり改善の一つになると思うのです。

そういう方向での意見書であれば賛同したいところはありますけれども、まだこの廃止を求めるところになると、品川区議会の中でもいろいろ賛否があるのかなとは、今の時点では私は思うので、もっと議論を深めないといけないところですし、そもそも品川区内の現状を知るという態度を品川区は示していないのです。それが一番問題だと思うのです。コロナの影響はどうなのだと言っても、結局調べようとしないし、なので私はそちらのほうが品川区議会としては改善を求めていかななくてはならないことであって、それが先だと私の意見としては思います。

○石田（秀）委員長

今は討議をやっています。これはもうこれまででも何度もそのアンケート等の話もあったり、総務委員会でもあったので、それはそれで私も分かっておりますので、それは委員長ですので、そこはしっかり分かっております。

今、ここでどうして議員間討議にしましょうと言ったかというのは、これまでの経緯もありますので、行政は行政、西本委員が言ったのは、そのアンケートのこともあったり、品川区でもというのは採択はされているのだからそれなのだけれども、改めて言いますが、今回のこの請願は、国に対して適格請求書等保存法式（インボイス制度）の廃止を求める意見書の提出についての請願ですので、討議にしました。だから討議をしていただくのだけれども、今、石田ひろ委員も西本委員もお考えを言っているようなところも大分入ってきているので、討議を終了させていただいてよろしいでしょうか。それで、取扱いとかご意見、それは聞く場は設けますので、よろしいですか。

では、そうさせていただきます。それでは、討議を終了させていただいて、令和7年度請願第10号の取扱いについてご意見を伺っていきたく思っております。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言を願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言を願います。それで、ご意見とかを言ってください。

それでは、まず自民党・無所属の会からお願いをいたします。

○澤田委員

本日結論を出すで、国において議論することでありますので、不採択ということであります。

○山本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

党派としての見解、理由を述べます。インボイス制度は国税の制度の一部であり、国の税制全体の枠組みに基づいて導入されたものになります。これは基礎自治体である区議会が意見書をもって、その是非や廃止を問うものとは異なり、国会、特に税制を所管する国政レベルで議論を深め決定すべき問題であると認識しております。

一方で、請願に込められた事業者の皆様の実声、特に免税事業者やフリーランス、文化・芸術関係者の皆様を感じている不安や懸念については、私自身、これまでも多く伺ってまいりました。制度によって実際に影響を受ける方々が存在することは重く受け止めるべきであり、その声が制度設計に適切に反映されるように求めていくことは必要であると考えております。

党派として、今後も引き続きつながりのある国会議員や関係機関と連携を図りつつ、インボイス制度の見直しやより包括的な税制改革を求める声を届けていく努力を続けていきたいと考えております。また、基礎自治体である区ができることとして、困っている方々の声をしっかりと聞いて、困っている方々に寄り添った資金繰り支援等のできる限りの丁寧な支援をしていくことが大事だと考えておりました。区にはその制度の利用のしやすさを含めて、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○塚本副委員長

本日結論を出します。結論は不採択です。

理由につきましては、インボイス制度、消費税を導入して、これが国の基本的な大きな財源ということで、いろいろな社会福祉に使われると、社会保障に使われる財源になるという中で、やはり透明性、それから公平性、こういったことをしっかり担保していく、確保していくためにはやはり必要な制度だろうと思うので、廃止ということにはやはり賛同できないという考えでございます。

その一方で、この導入によって大きな影響を受けている方々については、インボイスだけではないと思うのですけれども、昨今の物価高等における経済対策とか、あるいは事務負担の軽減とか、そういうところについては、廃止とは別の議論として議論していく必要はあると考えますけれども、本請願については不採択ということをお願いします。

○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。

先ほどからも言っていますけれども、困った状況とか、そういう方々に支援をとという意見も出ましたけれども、それが区がやっている公的支援が役に立たない、それでは根本解決にはならないということが、もうこの1万人アンケートで出ているわけです。ですので、その新たな方策というのを考えるなら、もう消費税を5%に減税すれば、今は物価高ですからね、区民生活も支援できるし、インボイスも廃止できるということにもなると思うのです。

ですので、そうしたインボイス制度を廃止していくということの踏み切るのは、国としてもできることです。それで今、国税ですからということで国の議論というお話もありますけれども、だからこそ、地方自治体の議員が国に意見を上げていこうということで、埼玉県議会も国に意見書を出しているわけですから、区議会として意見を出すかどうかは、私たち議員が議論をした上で判断することですし、意見書提出は地方自治法に定められた地方議会の権利です。国が決めた税制であっても、国民生活に、区民生活に重大な影響を及ぼし、見直しが必要、廃止が必要と思えば、判断すればできます。出せるものなのです。なので、国の制度だからという理由は、私は理由にならないと思っています。

なので、区議会として意見を上げていく、そのことこそ、議会がやるべきことだと思しますので、採択してインボイス廃止の意見を上げていきたいと思えます。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択をお願いいたします。

今、国の制度でも地方から声を上げていけるというお話がありました。それはそのとおりだと思いますが、これは廃止に関する請願・陳情については、私としては所属政党がありますので、仮に国に対して意見を出せるとしても、所属政党の決定しているものに反するという事は、それは反則行為になると思っています。もちろん仮に反則行為になるとしても、自分の信条に関わるものについて、除名もしくは離党ということ覚悟の上でやるということはあることだと思っています。それで考えていくと、あともう一点は、例えば当該自治体に直接関わるようなものであれば、当該自治体の所属政党議員が党に反してもやるということは、例えば羽田新飛行ルートなどはいろいろな考え方があるので、あり得ると思います。

ただ一方で、先ほどから埼玉県の自民党のお話をされていたので、こういうことは我が党でも起こり得るかと思うので、少しお話を聞きながら、品川区においても所属政党の考え方と異なる議決をして、大いに批判を浴びている方がいらっしゃるというのはご記憶かと思えますけれども、それというのはすごくおかしく見えますよね。その逆のことが、インボイスの場合に埼玉県では起こっているのではないかと思います。なので、本来は、もし政党の決め事があるのであれば、政党の中でひっくり返すというのがやはり原則ではなかろうかと私は思っております。

その上でこのインボイスについては、もう参議院選挙も近いわけですから、事業者の皆様、区民の皆さんはこの参議院選挙でしっかりと意見を出していただく、投票という形で結論を出していただくというところを私も見守りたいと思っております。

○須貝委員

私は結論を本日出すということと、採択でお願いしたいと思います。

インボイス、実際に公認会計士の方に話を聞きましたら、やはりその事務量が相当増えて大変だと。ましてそれが個人の事業主やいわゆるフリーランスの方がそういう手続きをする、小規模事業者がする、零細企業がするという状況を見ると、私はかなり多くの小規模事業者が今困っていると思います。困っているならば、我々品川区議会としては、地方自治体の区議会議員としては、国会に意見書、インボイス反対の意見書を送付することは、私は問題ないかと思えます。

そもそも国税庁が消費税を導入した中で免税領域を求めたことが、私は今回大きな発端だと思います。そこでそういうものを設けて、今度はその免税領域まで踏み込もうとして、この不景気の中、人材不足の中で導入して走ったということは、大変大きな国の失政かと思えます。

ただ、国で決めた法律です。本来なら区議会のほうでもっと応援・支援できればいいのですが、やはり国の法律なので、我々が何か改革をするということではできかねます。どうぞ今回この意見書、請願を提案された皆さんには、前も申し上げましたが、本当に国のほうに、国会議員のほうに働きかけていただきたいと思えます。区議会では皆さんの気持ちは受け止められますけれども、これ以上のことを私はできません。もう本当に皆さんのお気持ちはよく分かります。ですが、今回、また繰り返しますけれども、国会への廃止を求める意見書ということで、私はそれについてはこの請願に賛成いたします。採択でお願いします。

以上です。

○西本委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いします。

国に対しての意見書なので、ということは、品川区議会として出すわけなので、やはり同意というか合意を取っていかなければいけないというのがあると思えます。これに対して、今までも議会の中でたくさん請願・陳情を含めて議論してきました。でも、私も一貫して言っているのは、現状どうなのか、品川区の事業者に関してということに対して、国がやることだからということで、今の品川区は踏み出すことはないのですね。だからそこがおかしいだろうと思っているのです。品川区の事業所のことなのだから、品川区の実際者の方々が不利益を被っている、例えば手続上の問題がある、支援策があっても使えない、使いづらいというようなことがあるならば、それをちゃんと調査をして、品川区として言っていくべきだろうと思えます。

それもせず、私たちができるかと言うと、できることとしては周りの親しい人とか関係者とか、そういう方々には聞ける可能性はありますけれども、全員にというのは、品川区全部とは言わなくとも、いろいろな関係者の声を集約できるかということ、区議会として限度があります。なので、これをやるには、品川区としてやっていかなければいけないだろうと思っています。

なのでその上で、やはりこれは言っていかなければいけないという品川区議会の中での合意が取れば、意見書提出というところの手続はやるべきだと思いますけれども、今、そういう状況になっているかということ、そういう意味ではまだなっていないというのがあるので、それは今はできない、難しいと判断をしております。なので、不採択という形で。

○石田（秀）委員長

ありがとうございました。

それでは、本請願については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような

取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、結論を出してまいります。

それでは、令和7年請願第10号、国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求め
る意見書の提出についての請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定をいたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(1) 令和6年度品川区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

○石田（秀）委員長

次に、予定表3の報告事項を聴取いたします。

はじめに、(1)令和6年度品川区一般会計予算繰越明許費繰越計算書を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○加島財政課長

それでは、私より、報告第7号、令和6年度品川区一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。こちらの電子の資料につきましては、総務委員会のフォルダではなく、議案集のフォルダに入っておりますので、そちらからご確認をいただければと存じます。

本件につきましては、地方自治法第213条第1項に基づきまして、子育て世帯生活支援特別給付事業費、ひとり親世帯臨時特別給付事業、子どもの未来応援事業、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金および大崎駅周辺地区再開発事業に係る歳出予算の経費を、令和6年度から繰り越したことについて、同法施行令第146条第2項に基づきまして繰越計算書を提出し、ご報告するものでございます。

この繰越しにつきましては、令和6年度一般会計補正予算第7号、最終補正予算にてご承認をいただいたもので、補正予算を提案した際にご説明申し上げましとおり、令和6年度内では経費の全部が執行できないことがあらかじめ分かっていた事業について繰越明許をお願いしたものでございます。

繰越しの内容を、3ページにある表でご説明をさせていただきます。

3款民生費2項児童福祉費、子育て世帯生活支援特別給付事業につきましては、歳出予算額2,318万8,000円を繰り越すもので、繰越しする財源は全額都支出金でございます。この事業は住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯における18歳以下の児童に対する子育て世帯物価高騰対策給付金について、年度内の給付が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越したものでございます。現在の状況ですが、対象者からの申請に基づき既に給付は完了しております。

3款民生費2項児童福祉費、ひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、歳出予算額1,089万3,660円を繰り越すもので、繰越しする財源は全額一般財源でございます。この事業は

住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯除く、ひとり親世帯の18歳以下の児童に対する臨時特別給付金について、年度内の給付が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越したものでございます。現在の状況ですが、対象者からの申請に基づき、既に給付が完了しております。

3 款 民生費 2 項 児童福祉費、子どもの未来応援事業につきましては、歳出予算額 5 1 1 万 9, 0 0 0 円を繰り越すもので、繰越しする財源は全額一般財源でございます。この事業はふるさと納税制度による寄附金を活用いたしまして、食の支援を希望するひとり親家庭等に対して、食品配送を実施するものですが、想定以上の寄附額がございまして年度内の完了が見込めないため、翌年度に繰り越したものでございます。現在の状況でございますが、希望者に対し本年7月1日、明日から配送を予定しております。

4 つ目の 3 款 民生費 3 項 生活保護費、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金については、歳出予算額 4, 9 4 7 万 2, 0 0 0 円を繰り越すもので、繰越しする財源は全額都支出金であります。この事業は住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金について、年度内の給付が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越したものでございます。現在の状況ですが、対象者からの申請に基づき、既に給付が完了しております。

最後に 6 款 土木費 4 項 都市計画費、大崎駅周辺地区再開発事業につきましては、歳出予算額 2 億 4, 4 2 0 万円を繰り越すもので、繰越しする財源につきましては国庫支出金および一般財源がそれぞれ 1 億 2, 2 1 0 万円でございます。この事業は大崎駅西口 F 南地区再開発補助金について、資材高騰による設計変更時間に時間を要し、工事工程が遅延したことから年度内の執行が見込めないため、翌年度に繰り越したものでございます。現在の状況ですが、繰越し分の工事につきましては完了しているところでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

繰越しということなのですが、大体現状はというところで終わっていますという形なのですが、これは都支出金の場合、なぜ遅れているのですか。これはどういうことですか。例えば都からの支出金が遅延しているとかという原因なのですか。それともこちらの手続き上、時間がかかっているのか、今年度に繰り越しされるのか、その要因はどこにあったのか。本来は令和6年度内に収めるべきものだと思うのですが、それができなかったという理由は何かあるのでしょうか。

それと一般財源もあります。一般財源のところは、これはなぜゆえに、どこに停滞してしまった理由があるのか。それは妥当な理由なのかというのを教えてください。

○加島財政課長

まず物価高騰関連のところですが、12月25日に臨時会でお願い申し上げた物価高騰対策支援給付金がございます。こちらはご議決をいただきましてから、対象者の方宛てにプッシュ型、または申請方式で給付を試みていたのですが、申請があったものに対して支給が終わらないため、繰越しという形でさせていただいたものでございます。

下の国の補助金が都を通じて入ってきているのですが、その支出金が入ってこなかったということではなくて、その繰り越さなければいけない事業に係る特定財源ですので、特定財源ごと繰り越したというものでございます。

一般財源のほうでは、分かりやすいのが子ども食堂の部分かと思うのですが、子どもの未来応援事業ですね。こちら当初予算では、クラウドファンディングのキャッシュバックというのを700万円で予算しておりました。実際ふたを開いて寄附を募ってみましたところ、最終的には1,611万7,000円の寄附を頂いたような状況でございます。700万円で年度内の執行ということで見込んでおりましたが、900万円以上、想定以上に寄附をいただきましたので、ただ頂いた寄附のものを別の用途に使うことはできませんので、それをそのまま繰越させていただいて、食品の発送に繰越明許としてさせていただいたというものになります。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(2) 専決処分の報告について（報告第20号）

○石田（秀）委員長

次に、(2)専決処分の報告について（報告第20号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、報告事項(2)、報告第20号、契約金額の変更に関する専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、同条第2項の規定によりご報告いたします。契約の案件の資料の23ページをご覧ください。

本件につきましては、中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告です。

契約の相手方は、マスミ・大雄建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設代表取締役、渡辺弘太郎氏です。

24ページ、25ページをご覧ください。6の変更概要（変更金額）のところですが、第1回の変更で、令和6年第4回定例会で議決を受けた金額が2億9,044万4,110円。今回変更後の金額が2億9,298万6,870円で、254万2,760円、約0.88%の増額になります。

次に変更概要ですが、品川区工事請負契約条項に基づく賃金水準および物価水準の変動によるインフレライド条項の適用によるものです。変更にあたりましては、令和7年5月28日付で区長の専決処分としたものでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

ご質疑等がございましたらご発言願います。よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 専決処分の報告について（報告第21号）

○石田（秀）委員長

次に、(3)専決処分の報告について（報告第21号）を議題に供します。

理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、報告事項(3)、報告第21号、契約金額の変更に関する専決処分につきましてご報告いたします。資料は26ページをご覧ください。

本件につきましては、大原児童発達支援センターおよび大原児童センター大規模改修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告です。

契約の相手方は、大洋・加地建設共同事業企業体、代表者、大洋建設株式会社東京支社支社長、七草木満氏でございます。

28ページをご覧ください。6の変更概要（変更金額）の当初で、令和6年第2回定例会で議決を受けた金額が4億3,010万円、今回の変更後の金額が4億3,302万6,000円で、292万6,000円、約0.68%の増額です。

変更概要ですが、外壁改修に係る補修工事を行う箇所の追加、内装改修に係る扉、窓、倉庫等の形状変更などによるものです。

変更にあたりましては、令和7年5月9日付で区長の専決処分としたものです。

○石田（秀）委員長

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○西本委員

1点だけ、すみません。(2)のところにも書いてある専決処分というのは、もちろん別に悪いというわけではなくて、どういうときに、報告ではなく専決になっていますね。その意味は何でしょうか。インフラの中で、パーセンテージで言うと何%ぐらい、パーセンテージが5%以下だったら報告でいいですよという話になっていると思うのです。しかし専決処分になっているのですね。ということは、報告もなく専決処分というのは、それは時期的な問題なのか、何か理由があるのでしょうか。

○佐藤経理課長

専決処分についてですが、地方自治法第180条におきまして、議会の権限に属するもので軽易なものについては、その議会の議決で指定したものについて、地方公共団体の長において専決処分することができるという規定がございます。これを受けまして、区長の専決処分事項に関する指定についてということが区議会で議決されておりまして、本件のような契約金額の5%以内の変更に係る部分については、令和4年7月7日に区議会で議決を受けているということになりまして、これらの規定に基づきまして、今回ご報告しているものです。

○西本委員

5%以下は分かるのですけれども、本来は報告が先ではないのですか。だから議決ではなくて報告をしてとか、専決というのは時には必要だと思います。しかし本来は報告が先ではないのかと思いますが、そうではないのですか。何でもかんでも専決でやったら、5%以内だったら何でもかんでもやってしまうではないですか。議決はしないけれども、でもそこでのいろいろな議論ができるのではないかと思うのですけれども、そのタイミング的なところも含めて、専決ではなくて報告が先ではないかと思うのですが、私は間違っていますか。ちょっとそのお答えください。

〔「ちゃんと説明してくれたほうがいいよ。勘違いしている部分もある」と呼ぶ者あり〕

○佐藤経理課長

先ほど引用しました地方自治法の第180条ですが、この第2項で、専決処分したときは、普通地方公共団体の長はこれを議会に報告しなければならないとなっております。専決処分をした後で、議会のほうに報告するという手順となっておりますので、それが今回のこの事案においては、今回、第2回

定例会において報告させていただいているという形になります。

○石田（秀）委員長

大丈夫ですか。

○西本委員

はい、分かりました。

○石田（秀）委員長

よろしいですか。

ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

(4) 専決処分の報告について（報告第22号）

(5) 専決処分の報告について（報告第23号）

○石田（秀）委員長

次に、(4)専決処分の報告について（報告第22号）および(5)専決処分の報告について（報告第23号）を一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、続きまして、報告事項(4)、(5)、報告第22号、報告第23号につきまして、同じ施設の工事ですので、一括してご報告いたします。資料は29ページをご覧ください。

報告事項(4)、報告第22号、八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約の変更です。契約の相手方は、大成温・横河・オオサキ建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一氏です。

30ページをご覧ください。6の変更概要（変更金額）ですが、当初、令和6年第3回定例会で議決を受けた金額が18億9,200万円。今回変更後の金額が19億1,029万3,000円。1,829万3,000円、約0.97%の増額です。

変更概要ですが、建築工事における地中障害物撤去等に伴う工期延伸に合わせた工期の変更によるものです。変更にあたりまして、令和7年3月27日付で区長の専決処分としたものです。

続きまして、資料は31ページをご覧ください。

報告事項(5)、報告第23号、八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約の変更です。契約の相手方は、マスミ・山梨建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設代表取締役、渡部幸太郎氏です。

32ページをご覧ください。6の変更概要（変更金額）、当初で令和6年第3回定例会で議決を受けた金額が12億3,970万円。今回変更後の金額が12億5,805万9,000円。1,835万9,000円、約1.48%の増額です。

変更概要についてですが、建築工事における地中障害物撤去等に伴う工期延伸に合わせた工期の変更によるものです。

変更にあたりましては、令和7年3月27日付、区長の専決処分としたものです。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

ご質疑等ございましたらご発言願います。

○須貝委員

特別養護老人ホーム建築のときに変更が生じた。それが、建築工事における地中障害物撤去に伴う工期延伸に合わせたものだというのですが、もう以前どこの業者でやったか分からないので、瑕疵担保責任は取れないと思うのですが、これはたまたま出てくるのですけれども、これは区としては写真とか何かもちろん撮って、こういう埋設物があったというのは必ず残しているのでしょうか。

それともう一点なのですが、普通障害物撤去等に伴う工期延伸に合わせた工期の変更ということですが、主に経費としてかかるのは、地中障害物撤去に対する工事費がかかるのは分かるのですけれども、これは両方とも機械設備工事請負契約と電気設備工事請負契約、両方にダブってくるということはあっていいのでしょうかと思ったのですが、その辺についてご見解を、1本でいいのではないのでしょうか。教えてください。

○長尾施設整備課長

まず1点目、地中障害物の撤去状況に関する写真等の記録につきましては、建築工事の契約の中で工事をしておりますので、その工事の契約に基づく月報ですね。毎月こういう工事をしましたというところのポイントを絞った報告書が上がってまいります。その中で写真を入れて、状況としては確認できております。

あと2点目、今回電気工事と機械工事につきましては、それぞれ建築工事も含めてですか別で契約をしております。建築工事に地中障害物の撤去に起因して工事期間が延びましたので、その期間と併せて電気工事、機械工事についても工期を延ばさなければいけなくなりましたので、その延びた期間の分の現場事務所の維持であるとか、そういった経費を今回は増額の内容として、それぞれの契約ごとに契約変更をしているものです。

○須貝委員

それにしても、実に両方とも増加したのは1,835万円と1,829万円ときれいに金額が並んでいえるように見えるのですけれども、それほどきちんとこのようになるのでしょうか。だって、機械設備と電気設備工事というのは、これは誰が見ても、聞いても内容は違いますよね。でも、このようにぴたっと合ってしまうのですか。合ってしまうものなのですか。

○長尾施設整備課長

これは結果的に似たような金額になったというところでしかないかと感じております。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○石田（秀）委員長

次に、予定表4のその他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、本定例会の一般質問中、総務委員会に係る項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いしたいと思います。質問される委員がいらっしゃる場合は、明日この委員会で理事者から答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

そして、総務委員会所管だけれども、特別委員会に分かれているのもあるのだけれども、それは特別委員会の場合はこの所管質問とか一般質問に関する所管質問がないので、それでも例えばSDGsとか今いろいろ公共施設とか、そういうのはここだろうというのがあるのだけれども、もしそういう質問があったかなかったか、ちょっと分からない。まちづくりとか公共施設、若干まちづくりは大井町周辺とか、これは私もやったから覚えているけれども、それはあったけれども、特別委員会で所管質問はやれないので、そういうのでも聞きたいというのがあったら、ここで言うてください。あとは普通に総務委員会で所管質問をしたいというのがありましたら、ご発言をお願いします。

○須貝委員

西本委員のほうで、庁内ハラスメントについてという質問がありました。私もそのとき初めて聞いたので、一体何がどうなっているのか、どういう内容なのかまず分からないので、もう一度西本委員にお聞きしたいのと、あと区のほうに何かハラスメントのアンケートを取ったというような区側の答弁がありました。そういう内容というのは、あくまで西本委員と区側の理事者の答弁のやり取りだったので、詳しくは分からないのですが、その辺、我々にも話していただけるのか、お聞かせ願えるのか。何かかなり重要性、重大性があるような質問の内容だったような、西本委員の発言からはそのように受け止めたのですが、その辺について区側に教えていただきたい。どこまで教えていただけるか分からないのですが、あと、西本委員にもその内容についてしっかり話していただきたい。

区側は区側で、何かハラスメントに対していろいろなアンケート調査をした。これからいろいろ改善云々をするのでしようけれども、あくまで中心は職員に対する処遇というか、職員の働く環境を区側で構築しようとしている中の問題なのだと思うのですが、ほとんど分からなかったもので、それを教えていただきたいということです。

○石田（秀）委員長

今のお話の中でハラスメントの内容とかいうのは、西本委員もいらっしゃったけれども、もう一回答弁とかもしていただいて、内容は確認できるので、そこで質問できると思う。

もう一個はアンケートの内容とおっしゃったのだけれども、これについては、私の記憶でしゃべっていくと、内容については明確に多分答弁はなかった。そのハラスメントがあったのかなかったのか、二十九・何パーセントぐらいの話はあったけれども、ではどういうアンケートを取ったのかとか、どういうやり方をしたのかとか、そういう答弁はなかったと思う。西本委員の質問にもなかったと思います。

これは例えばどこまでやるかというのは、明日取りあえず伺います。今日ここで伺ってもしようがないので、明日、どういう形でというのがあれば、例えばアンケートの内容を教えてくださいという話になったときは、これは総務委員会でどうという話ではなくなってしまう可能性もあるので、そういうことも含めて、この件についてはいろいろ出てくる可能性があるんで、例えばそういうことがあると思うので、皆さんもしあれだったら、なかなか私もまだ議事録も何もあるわけでもないし、見てもいないので、頭の中で整理をしていただいて、今、答弁ができる範囲でということになってしまおうと思いますが、それでもよろしいですか。

○西本委員

質問の中身は、アンケートをしたのかどうかということで、事実確認はしたのです。

○石田（秀）委員長

したのですか。それではやったのですね。

○西本委員

やったということの確認だけはしています。ただ、アンケートの内容については答弁がないので、私もそこまで踏み込んで聞いていないので、3割以上の部長がというところのくだりは言いましたけれども、それもちょうと区長は聞かれていますので、そうだったと認めてはいるので、ただどういう内容でとかいうのは、あの場でそういう内容まで話はできないと思うのですが、できれば内容というのは、内容がないと議論できない。

○石田（秀）委員長

それはだから今日伝えておきます。これは明日やります。けれども、それは所管質問は答えられる範囲を持ってきてくださるということだから、この範囲だから、これはこうという話はしていただければ、それは次回我々が聞いて、この総務委員会ではこういうところ。それで、皆さんがどういう対応をするかというのは、またここの皆さんの考えもあるだろうから、それはそれで総務委員会で判断できる部分とできない部分があるので、それはきちんと分けて話さないで、何でもかんでもありというわけではないので、所管質問は質問として、須貝委員が言ったのは、ハラスメントの内容的なことはあった。それからアンケート、これはやったということなので、その内容的なことをどこまでというのも知りたいということだから、それはお願いをしておきます。

ほかに何か。

○松本委員

今のところで、須貝委員はアンケートの中身とかの話があったと思うのですが、答弁の中で流出、漏洩したという話もあったと思うのです。これはコンプライアンスなので総務委員会に入ってくると思うのですが、その部分も、一応この都政新報の記事を見ると、そのアンケートは去年の12月に職員が明らかにされたみたいなのも書かれてあったと思います。そうすると、もしこれが情報流出、漏洩みたいな話になってくると、漏洩させた人の対象というのが、もうほぼ全職員になっていくのか、あるいはそうではないもっと細かい話のところの問題になっているのか。つまり全職員には開示されていない情報が、都政新報に漏れているのかとか、その辺りの情報の外部に流れていったところについても答弁があまりはっきりしていなかったもので、そこも改めてご説明をいただければと思います。これはコンプライアンスの関係です。

○須貝委員

ちょっといいですか。すみません、それは何か職員が訴えたとか、何かをしたということではないですよね。今、情報漏洩というお話だったので、そうではなくて、どのような内容だったので、ただそれを私としては聞きたいのであって、誰かが通報したとか何とかって、例えばもう極秘のこれは絶対口外してはいけないことを、そうすると何か区でやっていたのですかという疑問になってしまうから、そうではなくて……。それは松本委員が聞きたいのですか。

○松本委員

そうです。須貝委員は須貝委員のご質問です。

○石田（秀）委員長

今言っているのは、答弁で私もそれは思っているけれども、流出させたという話があって、そもそもアンケートはやったと言っているわけだから、それがそもそも今言ったようにマル秘だったのかとか、そういうことだって全く答弁していないわけです。ただ漏洩があったという答弁だけあったのは私も覚えている。間違っていたらごめんなさい。けれども、それはあったということもおっしゃっているから、そのそのそのアンケートというのは、それほど漏洩していいものだ、駄目だったという、そもそも

やるときからそういうことがあったのかとか、そういう話になってくると思うから、多分今の話だったら完全にそういう話になりそうだから、そこら辺のことも答えられる範囲で明日答えてくださいねと。ここで出ているのはもちろんいいのだけれども、それがどういう形かというのを伺います。だから今の流出の話もあったというのだから、それもオッケー。オッケーだから、皆さんにそれは明日どういう形かというのもお伺いします。それもできる範囲でお願いしますということですよ。いいですか。

このことだけで、ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

では、それはいいですね。

それ以外に、ほかに所管質問がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、明日の委員会で理事者の答弁をいただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

次に、その他で何かありますか。

○西本委員

今回、第2回定例会で上程された出納結果というのがあって、これは出納検査結果というのがあって、それが1月から1、2、3、4がまとめて来ているのです。これは毎月毎月とか、委員会ごとにとかいことではないのでしょうか。今回1月から何月までだったか、まとめて来ているのです。なので、出納検査結果というのはそういうものなのですか。そうすると、何月付、2月付、3月付、4月付と書いてあるわけだから、その月々とか、例えば令和7年度の予算のときにでも発表するものではないのか、どうして今回まとめてどーんと出てきたのか、私が仕組みを考えるべきか、少し不思議だったので教えてください。

○黒田監査委員事務局長

例月出納検査につきましては毎月行っておりまして、監査委員のほうで検査をして、区長および議長のほうには報告しておりますが、その内容について、定例会ごとに報告するというところでございます。

〔「定例会ごとだって」、「間に合わなかったのでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

それで今回1月末、2月末、3月末、4月末と来ているのです。

〔「1月のが2月18日の日付なのです」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

これは4月末におけるというのが5月になっているから、定例会ごとに発表するという形になるとすれば、大体定例会のときに1月、2月は報告できるのでないかと思ったのですけれども、そのようにはならないのですか。どうなっているのでしょうか。

○黒田監査委員事務局長

繰り返しになりますけれども、出納検査は毎月行っておりまして、その監査委員協議会で検査しまして区長や議長に評価してございまして、出納検査の結果につきましては、議案発送のときに合わせて、資料としてお送りしておりますので、その時点時点のときに報告するというふうには捉えているものでございます。

○西本委員

そうすると、1月末が2月18日で、2月が3月だからということで、だから第1回定例会のときには間に合わないから、第2回定例会でまとめましたといことよろしいのでしょうか。分かりました。時期的な問題ですね。

○石田（秀）委員長

分かりましたか。どこかで分かるように多分説明があると思うので、よろしくお願いします。

その他で何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の予定は全て終了いたしました。明日も午前10時からの開会でございます。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後3時23分閉会